

# 長野県教員赤化事件（「二・四事件」）に関する研究（1）

—1930年代教育史像の再構築のための研究視角—

Teachers Arrested at the *Turning Red Event* in Nagano Prefecture (1):

Reorganization of 1930's Educational History Image Research Viewpoints

前田一男

MAEDA, Kazuo

**【要旨】** 「二・四事件」とは、「信州教育」と全国的に高く評価されていた長野県において1933年2月4日から半年あまりの間に、多くの教員などが治安維持法違反として検挙され、大々的に報道された事件をいう。全検挙者のうち教員が多く含まれていたため、「教員赤化事件」などと呼称された。その社会的な影響力は、特に新聞・雑誌メディアを通じて県内だけではなく全国に拡散されていった。

戦後の「二・四事件」への評価は、信濃教育会と長野県教職員組合との対立がそのまま反映されている。前者が、「二・四事件」には極力触れようとはしないのとは対照的に、長野県教職員組合は、関連団体とともに実行委員会をつくり、その歴史的な意義を繰り返し問い直している。「二・四事件」については、現在まで歴史的に総括されずに来ているのである。

先行研究も、1960年代から2010年代にわたっており、その取り上げ方を5つの観点から整理しつつ、「二・四事件」研究の現段階を確認した。そのうえで、今後検討すべき資料として『長野県社会運動史』および新しい資料としての『裁判記録』について、書誌的分析と同時にその利用可能性について検討した。

それらを踏まえて、「二・四事件」研究の方法として、以下の7つの分析の視点を仮説的に提示した。(1) 大正自由教育との「連続」と「非連続」の意味、(2) 川井訓導事件との比較、(3) 地域社会からの学校評価と独自の人事行政の意義、(4) 「事件」報道に果たす新聞の役割と機能、(5) 国家主義的団体からの「二・四事件」への評価、(6) 「二・四事件」における内務省警保局と松本学局長の役割、(7) 満蒙開拓青少年義勇軍の送出過程における「二・四事件」の位置である。これらの視点は、1930年代の教育史像再構築への作業にもつながっている。

キーワード

長野県教員赤化事件、「二・四事件」、信濃教育会、諏訪教育会、教育労働運動、思想統制、地域と教育

## 1. 問題意識

本稿の目的は、1933年2月4日、長野県諏訪地方を中心に起きた教員赤化事件、通称「二・四事件」について、先行研究を概観しつつ、その研究の課題と方法とを改めて検討しようとするものである。また「二・四事件」研究を通して、1930年代の教育史像の再構築もめざしていきたい。本稿は、そのための基礎的な作業として位置づいている。

日本教育史の1910年代以降の通史的な理解は、大正デモクラシーを背景にした自由教育運動が私立小学校や師範学校附属小学校を中心に展開したものの、昭和初期の経済恐慌によって、社会主義的な教育労働運動が生まれ、その運動を徹底的に弾圧する形で思想統制が進められ、満州事変・日中全面戦争といった戦争を契機に超国家主義・軍国主義教育が展開していくという流れである。

その通史的な理解は、たとえば長野県において典型的に現れている。長野県師範学校附属小学校での「研究学級」の実践、白樺派をはじめとする自由教育の展開から、世界恐慌の影響を直接的に受け生糸の暴落による地域経済の疲弊を惹起させ、そのことが若い教師たちに教育労働運動を自覚させるに至るも、しかしながら、その運動は「二・四事件」によってほとんど壊滅的な打撃を受ける、と同時に、それが逆に信州教育の「汚点」として反省され、戦時下においては満蒙開拓青少年義勇軍の送出という国策の遂行において信濃教育会の指導のもと全国一位の実績をあげるまでになる、という物語である。

この文脈の中で、「二・四事件」は、今日的な問題であり続けている。たとえば、2013年8月、『信濃毎日新聞』は、「2・4事件から80年 『自由』 失った教員」という特集を5回にわたって連載した<sup>1</sup>。「二・四事件」の連載の意図は、事件の簡単な解説とともに、次のようにコメントされている。「1933（昭和8）年の2月4日から、県内の教職員230人を含む600人余りが治安維持法違反容疑で摘発された。（中略）農村の貧しい子どもたちを前に暮らしを良くしたいと思い、軍国主義の台頭に抗して反戦を唱え、労働組合に関与したとして弾圧された。事件は県内の学校に国策に従う空気を生み、多くの犠牲者を出した満蒙開拓青少年義勇軍に子どもたちを送り出すきっかけの一つになったとされる。『自由』を失った戦前の教員の姿を追い、現代への教訓を探す」<sup>2</sup>と。戦後70年の節目を2015年に控えて、改めて1930年代の教員をめぐる動向から、特に「『自由』を失った教員」の視点から、現代の教育に向けて教訓を導き出そうとしているのである。

転機となったとされる「二・四事件」について、その概略を改めて説明しておこう。「信州教育」と全国的に高く評価されていた長野県において1933年2月4日から半年あまりの間に、多くの教員などが治安維持法違反として検挙され、大々的に報道された事件をいう。具体的には、日本労働組合全国協議会（全協）や新興教育同盟準備会傘下の教員組合員に対する大規模な思想弾圧事件で、全検挙者608名のうち教員が230名を占めていたため、「教員赤化事件」などと呼称された。2月4日から一斉検挙が始まった。同日の第一次検挙は、県内の諏訪、上伊那、南安曇、上水内、小県、長野、上田などの2市5郡が対象になり、翌2月5日の第二次検挙、6日の第三次検挙と続き、その範囲が拡大していく過程で中等教員からも検挙者を出すに至った。検挙が一段落する4月上旬において、諏訪地方を中心にしつつ検束者が県下2市12郡（1933年当時の市郡数は3市16郡）65校（うち小学校が58校）にわたり、総数も138名に及んだ。そのうち行政処分が115名、起訴28名、うち13名が有罪となった。検挙された教員のうち、33名が懲戒免職や

論旨退職によって教壇から追われた。尊敬の対象である教員が検挙されるという「事件」は、その学校にとってだけでなくその地域社会にとって、またその家族にとって衝撃的な「事件」であり、その社会的影響力は、各種新聞や教育雑誌などの報道によって、長野県にとどまらず全国に波及していった。

戦後においては、この戦前・戦中の歴史への評価において、信濃教育会と長野県教職員組合との対立がそのまま反映された、生産性のない図式が描かれ続けてきた。信濃教育会は、その『信濃教育会九十年史上』（1977年）（実質は、絶版になっている『信濃教育会五十年史』（1935年）の復刻版）において、「二・四事件と本会の対策」<sup>3</sup>を載せて以降、『信濃教育会百年史 九十年史後の十年』（1992年）及びその後の110年（1997年）、120年（2007年）の年史において「二・四事件」には全く触れていない。それゆえ、信濃教育会としての評価や見解を示していない。逆に長野県教職員組合は、後に詳しく紹介するように、関連団体とともに実行委員会をつくり、1980年に「二・四事件」50周年の記念の集いを350名もの参加者を集めて長野市で開催して以来、1993年に60周年、その後5年おきにその集いを企画し、2013年には80周年を開催して、その歴史的な意義を繰り返し問い直そうとしている<sup>4</sup>。その取り扱いも、まさに対照的である。端的に言えば、長野県教育史において「二・四事件」は、現在まで歴史的に総括されずに来ているのである。

それは言いかえれば、大正自由教育から戦時下錬成教育に至る変質過程にある1930年代の教育史像を、戦後の政治的な立場性を反映した「政策対運動」の図式でしか描いてこなかったということの意味している。「二・四事件」の教育史的な位置づけも、官憲や文部省よる思想弾圧といった観点からだけではなく、あるいは戦後から遡及された政治的な立場性からでもなく、以下の分析視角でも述べるように、教師による教育実践の観点から歴史内在的に深められていくことが期待されている。1930年代教育史の「政策対運動」の図式を超えることが求められているのである。

## 2. 先行研究の検討

この「二・四事件」に関する研究は、1960年代から2010年代にわたるまで長期間にわたり、かつ県や郡といった自治体、半官半民の教育会や教員組合関係の民間団体、さらには学会など、研究対象として取り扱う主体も多方面にわたっている。つまりは、研究史の整理自身が研究課題に属するものである。その点で、本稿ではすべての先行研究を取り扱うことはできておらず、あくまで概観するに留まっていることをあらかじめ断っておきたい。その一方で、研究者による論文だけではなく、「二・四事件」をどのように受けとめ記述しているのかを把握したかったため、以下の5つの執筆主体のカテゴリーに区分しながら整理を試みることにした<sup>5</sup>。

### (1) 官側資料の発掘と県史編纂作業

「二・四事件」を実証的に研究する動向は、1961年に『秘 長野県教員左翼運動事件』という当時の長野県学務部視学が保管していた簿冊資料が発見されたことから本格的に始まった。県庁の書庫から廃棄寸前に見つかった資料であった<sup>6</sup>。そのマル秘資料をのなかで全文復刻しつつ、二・四事件記録刊行委員会『抵抗の歴史 戦時下長野県における教育労働者の闘い』（1969年）

が、当時の運動推進者たちによる座談会や証言、また当時の関連資料や記録・年表を含めた内容を再構成して刊行された<sup>7</sup>。『秘 長野県教員左翼運動事件』をそのまま復刻するのではなく、「運動の背景」「新教・教労への結集」「闘いの発展」「平和と真実をめざす教育－教育課程自主編成の闘い」「教育労働運動の原則的問題」「弾圧一戦争と破滅への道一」「関係資料・文献および年表」と「二・四事件」の経過と運動の構造を章立として表現しつつ、それぞれの章を〈概説〉〈資料〉〈証言〉の3本柱で構成し、〈資料〉の部分はその章の内容に相応しい『秘 長野県教員左翼運動事件』の資料を抜粋して編集するという形式をとっている。この著作に序文を寄せた沼田稲次郎は「本書が展開する長野県教育労働運動史の生成と発展と、そしてほとんど一網打尽の検挙弾圧に至るまでの八八年の歴史は、組織論的にも運動論的にも教訓に富むものであり、少なからず今日の課題を提起している。だがそれ以上に、革命や解放という歴史的使命のために闘うことが、いかに人間を生き生きとさせ、情熱をもたせるものであるか、だが同時に、歴史的事業はいかに棘の道をふみ越え挫折に堪えて打ちこまねばならないものであるか、を痛感させるのである」<sup>8</sup>と高く評価している。

しかし、基本資料になっている『秘 長野県教員左翼運動事件』については、さらに書誌にかかわる調査が必要である。筆者が確認している同名の簿冊および冊子は4冊ある。ひとつは、手書きでガリ版刷りの386頁の簿冊であり、巻頭には正誤表が付されている<sup>9</sup>。もうひとつは、そのタイプ版と思われる164頁の冊子で、表紙には「昭和九年九月」との作成年月日の表記があり、91番というナンバーも付されている。ただし、前者にある正誤表は、後者のタイプ版には反映されていない。三つ目は、『長野県教育史 第14巻 史料編8』（1979年）に採録されている、飯田市立図書館所蔵の『秘 長野県教員左翼運動事件』である。「県の事件概要報告書」として項目立てられ、全文復刻ではなく抜粋である<sup>10</sup>。最後に『抵抗の歴史－戦時下長野県における教育労働者の闘い－』である。ちなみに『長野県教育史 第14巻 史料編8』にも『抵抗の歴史－戦時下長野県における教育労働者の闘い－』にも正誤表の内容は反映されていない。長野県学務部視学が保管していた簿冊資料と筆者の確認している簿冊資料、および飯田市立図書館所蔵の復刻資料などとの異同、そして同名のタイプ版の関係については、さらに調査が必要である。しかしながら、このようなマル秘にかかわる官側の第一次史料が発掘され、それにもとづいて研究が進展していくことになったことの意義はきわめて大きかった。

その後の「二・四事件」に関する史料の発掘とそれを資料とする叙述は県史の編纂作業の中で行われていく。歴史的な叙述については、後に見るように郡市教育会にも見られるが、史料の発掘が行政側で行われてきたことは評価すべきであろう。『抵抗の歴史』にかかわった複数の研究者が、県史編纂事業にもかかわっていたことも無関係ではないであろう<sup>11</sup>。

「二・四事件」についての県史編纂事業の最初は、『長野県政史 第二巻』（1972年）であり、「昭和恐慌下の教育」という節の中で「二・四事件と教育刷新政策」という項目が立てられた。それまでに発掘された史資料をもとにして、「新興教育運動の展開」、「二・四事件－新興教育への弾圧一」、「県当局・県会の事件対策」、「信濃教育会による教育刷新」といった項の中で、「二・四事件」が記述されている。その直接的な評価については慎重に避けられているものの、「二・四事件」対策によって、就学奨励と味噌汁給食の採用、教員給還払い対策などの課題が積極的に議論されるようになってきたこと、信濃教育会が「教権の独立」について「教育者の自律的精神に依拠する伝統的精神の表示で、生活権の擁護や国権・官権の支配に対抗するものではない」<sup>12</sup>



との表明を紹介していること、また「二・四事件後、教育現場は停滞した。校長の監督の強化が教員からの信頼を失わせ、『教育界の昨今は重苦しい暗さの中に沈黙』した。一方では、各科目の教案の作成と検閲、連続的な研究会の開催、頻繁で遅くまで続く職員会議などが特徴となって、事なかれ主義が横行したという。この側面でも、二・四事件は長野県教育の一段階を画した」<sup>13</sup>と教育現場の変化を指摘することを通して、「二・四事件」に対する間接的な評価を加えている。

その後、『長野県教育史』といった教育史にかかわる県修史事業によって「二・四事件」にかかわる史料発掘や通史叙述が継続された。長野県教育史の編纂では、最初に『長野県教育史 第14巻 史料編8』（1979年）が刊行され、「二・四事件」は「教員・教員養成」の章の中で扱われている。そのなかで、「教員の活動・事件」として、川井訓導事件とともに「二・四事件」にかかわる資料が編集され、21点の資料が集録されている。運動側の資料、県学務部・学務課の資料、信濃教育会関係資料、学校所蔵資料、新聞資料など目配りの効いた資料配置となっており、積極的にその全体像の把握をめざそうとしている<sup>14</sup>。

そのことは、『長野県教育史』通史編における「二・四事件」の位置づけの大きさを表わすものとなっている。つまり、長野県教育史の時期区分において、「二・四事件」が明確な節目として編集されているのである。『長野県教育史 第三巻 通史編3』（1983年）においては「第五章 第二次世界大戦前後の教育」は「昭和八年二月四日に起った左翼教員大量検挙事件を契機として、教育思想の動向は自由主義から国家主義に転換し、日中戦争・太平洋戦争へと戦局が拡大するにともなって、教育は戦時体制に組み込まれ（後略）」<sup>15</sup>という書き出しから始まり、「第一節 戦時下の教育行財政」においても「経済不況になやむ昭和初期の長野県教育に大きな衝撃を与えたのは昭和八年二月四日の左翼教員大量検挙事件（二・四事件）であった。この事件を画期として大正期以来の県下自由教育は退潮して、一五年戦争下の軍国主義・超国家主義の教育に転化した」<sup>16</sup>と述べ、長野県教育にとって「二・四事件」が時代の画期となったことを明確に打ち出している。「二・四事件」の記述自体は、「第四章 近代教育の展開 第五節 教員と教育会 四新しい教師論の出現と教育活動」でなされており、「教員左翼運動と二・四事件」という項目で、経済恐慌の背景、新教・教労運動の経過、県当局、県議会、信濃教育会の対応、検挙の実態と現場への懲戒処分などが述べられている<sup>17</sup>。

加えて、『長野県教育史 第四巻 教育課程編一』（1979年）でも「二・四事件」が「第一章 教育課程 第六節 教育内容の自主編成とその展開」の「六 新興教育の実践活動」のなかで「二・四事件と新興教育の影響」という項目で扱われている。新興教育運動の終息、児童の意識影響調査の実際、児童の作文、指導監督の強化対策などがその内容となっている。同じく『長野県教育史 第六巻 教育課程編三』（1976年）にも、「第12章 道徳教育」の「新興教育の修身教授」という項目で、修身科無産者児童教程や児童への左翼的影響がとりあげられている。このように『長野県教育史』においては、「二・四事件」について各方面からアプローチされており、その問題性への関心の高さとそれゆえの歴史的な位置づけが大きくなされている。

続いて「二・四事件」の究明に資料発掘の点で貢献している編纂事業に、『長野県史』がある。刊行順に示せば、『長野県史 近代史料編 第二巻（一）県政』（1981年）、『長野県史 近代史料編 第八巻（三）社会運動・社会政策』（1984年）、『長野県史 通史編 第九巻 近代三』（1990年）の3冊である。

『長野県史 近代史料編 第二巻（一）県政』では、「二・四事件」にかかわって「昭和八年四

月 教員赤化事件臨時秘密会記録」を全文採録している。具体的には、1933年4月10日・11日の「長野県臨時県会議事日誌（秘密会ニ関スル分）」である<sup>18</sup>。『長野県史 近代史料編 第八卷（三）社会運動・社会政策』には、特高警察や予審集結決定書などの官側としても重要と思われる資料が復刻された。これらは「当時の長野地方裁判所の石田弘吉裁判長が残したもので、松本衛士長野大教授が長野県史常任編纂委員の時に集めた」<sup>19</sup>ものと思われる資料である。「二・四事件」関係で特に興味深いのは、「昭和八年十二月 治安維持法違反二・四事件被告藤原晃等予審集結決定書」の類である。そこには、藤原晃、柴草要、石沢泰治、鈴木清子、高倉輝らが含まれている。岡田周造知事から大村清一知事への交代に際して作成された事務引継書（1935年1月）も、事件2年後の長野県側の認識がうかがえる重要な資料である。

そのような新資料と『長野県教育史 第14巻 史料編8』などを踏まえて、『長野県史 通史編 第九巻 近代三』が刊行された。「二・四事件」は、「第五章 恐慌・戦時下の信州教育と文化 第一節 新興教育運動と信濃教育会」の中で、新興教育運動の進展、新興教育の実践方針、二・四事件とその影響といった項目で「二 新興教育運動と二・四事件」が扱われている。ここでも「二・四事件」を時代を画する出来事と捉えており、「県下では大正初期から行政当局にたいする教権の独立がうたわれ、学校・教師の自主裁量権が尊重される伝統があった。このもとで多彩な教育活動が展開され、また、教員層のあいだにも公式・非公式にさまざまな自発的サークルが形成されてきた。新教・教労の運動もまさにそのような、二〇年来つちかわれてきた教育界の自主的気風の土壌を通じて浸透していった。であればこそ、そうした土壌そのものの転換が強くせまられることとなったのである」<sup>20</sup>と評価している点は、「二・四事件」を大正自由教育から再検討していくうえで示唆に富んでいる。

## （2）郡市教育会史・自治体史

郡市教育会史も、広い意味で先行研究のカテゴリーに入れておきたい。長野県内には信濃教育会だけではなく、市や郡に現在でも教育会が実質的な活動を展開しており、1980年代には創立100周年を迎えているところも少なくなかった。その教育会史において「二・四事件」をいかに自覚しているかは、それ自体、その教育会や地域社会の歴史認識と無関係ではないと考えられる。ここでは、主に郡市教育会史を中心にみていくことになろう。

先述の通り、『信濃教育会九十年史 上』は、『信濃教育会五十年史』（1935年）の復刻版であり、「二・四事件」の記載の仕方は、すでに述べた通り「二・四事件と本会の対策」を載せている程度である。戦前期に刊行された郡市教育会誌、たとえば『南佐久教育会五十年史稿』（1936年）や『北佐久郡教育会五十年史』（1938年）についても、前者に対して「記述が抽象的で、もっとも知りたい『衝撃』の中身もあきらかではない」とし、後者に対しても「組織内部から七人の被検挙者をだし、より衝撃が大きかったはずにもかかわらずまったく言及がない」として、「喧伝された事件の大きさや衝撃とは対照的に、両者に共通するそっけなさはいかにも奇異な感をうける」<sup>21</sup>と、あえて「二・四事件」を避けようとしている叙述傾向が指摘されている。「二・四事件」が起こって数年後の国家主義的な動向がさらに強まるなかで、その評価があえて避けられたのであろう。たしかに戦後になって刊行された『下伊那教育会七十年史』（1960年）および『下伊那教育会九十年史』（1978年）、『東筑摩塩尻教育会百年誌』（1984年）においても、「二・四事件」に関する記述は、一言も見当たらない。

しかしながら、教育会史すべてがそのように「二・四事件」に無関心な記述ではないことには注意しておきたい。信濃教育会の記述が教育会全体の「二・四事件」に対する評価を代表するかのような認識があるとするれば、必ずしもそのような事実はなく、郡市教育会まで対象を広げた時、特に検挙者をだした地域においては、むしろ「二・四事件」と真摯に向き合おうとしている事例が少なからず見受けられるのである。

まず『諏訪教育会百年の歩み』（1982年）を検討してみよう。「二・四事件」が諏訪地域を中心に起こった事件であったがゆえに、「二・四事件」という項目を立てている。諏訪地域に即した形で「検挙者の多くが義務教育関係で、主としてと南信・諏訪、特に永明小学校に多く、また県下各校の検挙者に同校からの転勤者がいたことで諏訪教育界および地域への衝撃は実に大きかった」<sup>22</sup>として、その原因と経過、および諏訪教育会による永明小学校の再建過程を、当事者の記録によって記述している。最終的には「校長から用務員まで全職員一丸となって、諏訪教育会の自主性と良心を守りながら、対策教育でなく教育本来の道を求めつつ、永明小学校の再建は四年をかけてなしとげられた」<sup>23</sup>とまとめられている。

また戦後新たに発刊された『諏訪教育』（創刊号は1951年12月）の第三号（1952年）「諏訪教育の回想」において、永明小学校の「再建」校長であった矢ヶ崎輝雄が「諏訪教育私考」を寄稿し、諏訪教育を4期に時期区分し、「二・四事件」を「第四期（昭和戦前期）教育立体型と二・四事件」に明確に位置づけている。「吉田屋の二室をかり切つての一週間にわたる職員組織（清水・鎌倉・矢島三君は不眠不休）、村長以下辞職した村役場、村議学務委員の総退任した村、小使老夫婦しかいない廃墟の様な足の踏み場もない学校、赴任と共に押しよせて来る文部省の局長連、軍務局長の指し金、検事局、思想局、特高警察、知事、視学、新任村当局への折衝、殊にわずらわされたのは、都市からドライブでやつて来る学事関係者やチャーマリストに夜明けにたゞき起されて、強迫がましい質問に対応することだつた」<sup>24</sup>と、当時の記憶がすぐさま甦っているような書き方で「再建」の過程を記している。同号にはまた当時最も若かった朝倉端午松による「二・四事件直後の永明教育」が掲載され、同校の苦難に満ちた様子を記している。先の矢ヶ崎の回想とも重なるが、最後には再建の中心人物であった「矢ヶ崎先生は昭和十三年四月下諏訪小学校長に転任されるまで、事件直後の千三百の児童を三十余人の職員と共に指導しつゝ、村当局と接し、村人に当り、文部省・軍務局・検事局・思想局・特高警察・知事・視学等の応接に暇なく、誠に献身的努力であつて、高邁なる見識と確固たる信念を持たれた矢ヶ崎輝雄先生にして始めてその責を完うせられたるもの」<sup>25</sup>であった、矢ヶ崎に最大級の賛辞を送っている。それは逆に言えば、「二・四事件」は、永明小学校だけではなく諏訪教育会や諏訪地域にとっての危機的な事態であり、一刻の猶予も許されない対応が求められた「事件」であったのである。まさに復権をかけた「自分事」であったのである。この「自分事」の意味については、本稿の「4『二・四事件』研究への課題と方法」においても検討したい。

『南安曇教育会百年誌』（1988年）でも、「教員左翼運動事件」とする一節において、「二・四事件の起きた背景」「郡下における教労の活動」「左翼教員検挙と県の対応」「二・四事件に対する教育会の対応」の4項を設けている。そのなかで「検挙された教師の多くは、転向の速さからみても必ずしも新興教育とか教育労働者組合に関する正確で深い知識を持っていたのではなかった。（中略）一部の指導者層はともかく、事件にかかわった多くの教師にとってみれば、現実の問題を一刻も早く解決することのほうが第一義的であり、理論は二の次と感じていたのではない



だろうか」<sup>26</sup>と解釈し、「国家主義的な教育は二・四事件があったために急速に広まったというよりは、むしろ国家主義教育に反対する勢力の最終的な弾圧をねらった象徴的なできごとが二・四事件であったと考える方が妥当なように思われる」<sup>27</sup>と、事実経過以上に踏み込んだ評価をしている。

『上水内教育会史』（1988年）には、「経済不況、戦時下の教育会の事業」のなかに「教員左翼運動事件」という項目が立てられ、郡内で検挙された5人の教員について、その活動の経過が述べられている。新興・教労メンバーは、村山英治一人だけで、校区にあった未解放部落にも行き、高等科1年を担当して「児童自治会の組織や、子ども会新聞を二回発行」<sup>28</sup>したとされている。長野県や信濃教育会の対応や対策が述べられ、そのなかで再発防止の世論喚起のために1933年10月に2日間にわたって開かれた信濃教育会臨時総集会において「上水内教育部会代表横川文悦は、第一日の最後九番目に登壇し、『反省の一端』と題して、土に親しみ本然性に戻ることを訴え」た<sup>29</sup>と、上水内郡の対応を意識的に記している。

『木曾教育会百年史』（1986年）においても「国家統制が進む中での教育動向」の節のなかで「二・四事件」が項目立てられている。背景や概況を説明しつつ、木曾郡における動向について教労の木曾地区責任者であった名取簡夫の活動を「児童自治会を委員長委員制による組織にしたり、児童各家庭を巡廻して秘密の会合を開く等の活動を行っている。名取簡夫が、二月四日検挙されるや受持児童は釈放運動を企てている」<sup>30</sup>と紹介している。

検挙者を出した郡の教育会史の記述と対照的なのが、『松本市教育会百年誌』（1984年）である。「二・四事件」を「第六章 昭和前期の松本市教育会 第二節 恐慌期の松本市教育会（二）二・四事件と松本市教育会」として取り上げながら、検挙者を出さなかった地域として記述をしている点が興味をひく。「二・四事件」を長野県における社会運動全体にかかわる弾圧との立場を踏まえつつ、その経過を説明した上で、松本市で検挙された教員が一人もいなかった背景や理由について、それ以前に「松高事件」の弾圧があったこと、「松本市は農村恐慌の強い影響は受けなかったこと、他郡市にくらべ教員給与は高く教員不払いや遅払いが皆無であったこと、市長が教員人事権を握っており他郡市と教員人事の面で交流があまりなかったこと（中略）教労の批判の対象となった木村素衛を師事していることから、県下教育界に影響をおよぼしている思想・イデオロギーを批判する素地がうまれてくる余地などなかった」<sup>31</sup>ことを、その理由にあげている。市部という地域の教育会史である『長野市教育会史』（1991年）では、「自由教育 国家主義の教育と教員」という項の中に「教員左翼運動事件と思想対策」というタイトルでその経緯、概要、県当局および信濃教育会の対応を概説的に紹介している。

また県レベル以外の自治体史として、たとえば諏訪教育会編『諏訪の近現代史』（1986年）は、「第四編 恐慌期－経済恐慌への対応の時代」の「教育と文化」という章に「第一節 二・四事件」を特立させている。「二・四事件を招いた教員の運動」「『教員赤化事件』と教育界の対応」という見出しで諏訪郡の校別検挙者数を表示し、また地元紙の『南信日日新聞』を活用しながら、事件の経過と永明小学校の再建を概観している。検挙された教員に対しては「威嚇と懐柔により転向を強いられた」とし、再教育後も「信濃教育会は復職措置に消極的であり」、行政側の国体観念の明徴と国民精神作興路線に信濃教育会も同調し「事件後は、神社や奉安殿の前で拝礼をするようになり、教育現場は校長の監督強化、教案の検閲、頻繁長時間の研究会・職員会などの傾向が顕著となった」<sup>32</sup>と、信濃教育会の対応も取り上げながら、その変化を記している。



諏訪市史編纂委員会『ちの町史』（1995年）においても、「第三章 昭和前期の永明村 第三節 教育の動揺」のなかに「二・四事件」が取り上げられている。特徴的なことは、永明小学校や永明村の実態に即して描こうとしていることである。「昭和七年二月五日に教労長野支部が結成され、この組織は共産主義インターナショナル、コミンテルンの日本支部に加わっていた。永明村周辺は革命の拠点地域とされた。活動は極秘に続けられ、永明小学校教員の過半数はそのメンバーになっていた」<sup>33</sup>という背景から、その「再建」過程は信濃教育会諏訪部会と諏訪校長会で取り組まれたこと、能吏であった村長の矢崎鶴五郎が退任したこと、1934年度の村の予算は全体が20%減の緊縮予算にもかかわらず教育費が増額されていること、永明小学校「昭和八年度事務報告書」の資料を用いて総入れ替えの教員異同状況が示されていること、矢ヶ崎輝雄新校長の下での「再建」の教育実践が描かれていることなど、当事者意識を持って記述されている。その上で、「永明村にとって、永明学校の当時の児童にとって、あるいは世界史の中で人間教育という永遠の課題にとって、二・四事件をどう評価すべきか、さらに詳細な検討を待たなければならぬ」<sup>34</sup>として、慎重にその評価を後世に委ねているのである。それだけ「二・四事件」は村行政を含めた諏訪地域にとって大きな意味を持った出来事であったのである。

以上のように、信濃教育会の「二・四事件」に対する「無関心」とは別に、それぞれの郡市教育会では「二・四事件」についての記述がなされており、その評価においても、不況期において児童の立場にたった良心的な青年教師たちという視点も見受けられ、一概に教育会自身がこの事件を忌避しているわけではないところが理解されよう。自治体史においても、特に諏訪地域において「二・四事件」は、その地域社会の評価にかかわる「事件」として自覚的に記録されているのである。これも、「二・四事件」研究の評価にかかわる視点につながっていると見えよう。

### （3）学校史の刊行

長野県は、学校史の宝庫といってよい。1972年の「学制百年」を迎える頃から、創立百周年を迎える学校が、自らの学校史の編纂に乗り出している。教職員を中心メンバーに編集作業を行うことが、教師の研修ともなっていた。資料の保存という点で長野県は戦災による甚大な被害にあっていないという利点もあり、1970年代から多くの個別学校史が刊行されていった。その学校史における「二・四事件」の記述の仕方も、地域社会における、あるいはその学校における歴史認識に直接間接かかわっている。

「二・四事件」の拠点校であった永明学校にも学校史が刊行されている。「二・四事件」に関する記述は、「大正・昭和初期の永明学校」の章の中で、「四 ゆれる永明小学校」として「（一）世界的不況の中で （二）昭和八年二月四日」という項目の（二）で、以下のように記述されている<sup>35</sup>。

先生がたのグループ別研究 大正から昭和初期の先生がたは、絵をかくグループ・詩や短歌をつくるグループ・哲学を研究するグループなどいくつかのグループにかわれて勉強しました。ほとんどの先生が、永明村に住んでいましたから、研究会場は、先生がたの家をもちまわりにしていました。／ 全職員がかわられた昭和八年 先生がたの研究グループの中には、日本の国策にあわない研究をしていたグループがありました。／ このグループの先生たちの中には、日本が軍隊を海外に進め、戦争をして市場を広めようとするいきかたを批判

したり、学校で使う国史や修身の教科書は、子どもにあわないものとして、この教科書を扱わない先生もいました。／ このような考えは、当時の日本の政策とちがっていたので、警官は、昭和八年二月四日を期して、この研究をしていた先生がたを警察へ連れて行ってしまいました。／ 担任の先生を失った子どもや父母は、たいへんおどろきました。／ 残っていた先生がた・こづかいさんも、永明小学校を再出発させるために、昭和八年三月に全員かわられました。

編集方針として子ども向きの読み物として書かれていて平易な表現になっているものの、資料収集や関係者への聞き取り調査が丁寧になされており、長くはない文章ながらも、行間に込められた意味を伝えようとする意図が感じられるものであり、後述する本稿の論点とも重なり合うところがある。

「諏訪の教育界は高島を中心として理想に燃えた優秀な人材がくつわを並べて集ま」っていたといわれていたほどの中心校であり、そこから中心人物となる藤原晃をはじめとする検挙者を出した小学校の『高島学校百年史』（1973年）においては、「国家統制の強まった中での高島教育」という節のなかで、特に昭和初期不況時代の学校におきた出来事として「教員赤化事件とその影響」が記されている。ただ「二・四事件」を「信州教育における非常な事件ではあったが、しかし、これは信州教育界の全く一角の現象」<sup>36</sup>と、どちらかといえば消極的に位置づけている。

逆に、『伊那小学校百年史』（1971年）では、「不況下の教育」のなかで「教員赤化事件（二、四事件）」を取り上げ、伊那小学校で検挙された4名の訓導について、共感を覚えるような評価を記している。当時の伊那小学校在職者の先輩への聞き取り、『校務日誌』や『職員会誌』を活用しながら、「いずれも師範学校を卒業して十年以内の若手で、研究熱心で学問にうちこみ、真にこどものために思って学級経営につとめた、純粋な青年教師たち」<sup>37</sup>と紹介したうえで、彼らへの処分と校長の時局認識を記している。弁当を持参できない子どもの増加と弁当の盗難が頻発する実態、また冬期朝礼時に貧困ゆえに足袋が購入できない子どもが片脚を交互に曲げては他方の脚にあてて凍える脚に暖を求めている様子など、このような状態を通して「社会を見つめたとき、政治家や資本家の腐敗墮落、著しい貧富の差等の矛盾を黙視できなかったのが、四訓導をしてこの運動に走らせた一因」<sup>38</sup>と、検挙された教員たちの動機を類推しつつ、一方当時の伊藤泰輔校長の訓示として「気分教育ノ言ハレタ当時ニ見ルモ幾多ノ先輩ハソノ難ニ殉ジ乗り切ル二十年ノ年月ヲ要シタト思フ、今回ノ問題ハソノ性質ニ於テ言語ニ絶シ、異状ノ努力ニヨリテ克服サルベキモノアルヲ感ズル」<sup>39</sup>と再発防止に向けた校長の決意を紹介していた。

その他、『赤穂小学校百年史』（1972年）においても、「教員赤化事件」という項が立てられ「昭和初期の一大教育思想事件として、また以後の教育ファショ化の出発点となった二・四教員赤化事件」<sup>40</sup>という位置づけで、上伊那郡で出した検挙者10校31名について、報道解禁直後の『東京朝日新聞』（1933年9月16日）で経過を追いつつ、『学校日誌』『公文書綴』を通じて小学校側の受けとめ方を紹介している。

以上のように、学校史における「二・四事件」の受けとめ方に、微妙な温度差があり、地域社会での評価、学校での評価、そして執筆者個人の評価がそれぞれに交錯しているといえよう。その交錯それ自体が評価の難しさを物語っている。

#### (4) 当事者による「証言」の刊行

史料発掘や史実編纂事業が進むなかで、当事者たちの証言が、自伝的な論考、小説、関係者の証言、あるいは映像といった、さまざまな表現形式で刊行されるようになった。また新聞社や研究書にも、「二・四事件」関係者の体験を取材した刊行物が出版されるようになった。

最も早くに刊行された山田国広『信州夜明け前の闇 信州教育抵抗の記録』（1968年）以来、村山英治『大草原の夢 近代信濃の物語』（1986年）、藤原晃『八十年の軌跡 一良心の火は燃えて一』（1990年）、池田鍊二『小説「二・四事件」 赤いホオズキ』（1996年）、西條億重追悼集『志をほほえみにつつんで—厚生館とともに—』（1997年）、川上徹『アカ』（2002年）といった当事者や関係者の著作が次々に刊行された。

特に中心人物であった藤原の『八十年の軌跡』には、教育学者の大田堯が「序」を寄せ「戦前のわが国の民間教育運動史の中では、忘れられない人物」「子どもとともに、やむにやまれぬ内面からの真実追究を共にする中で、当時の帝国主義教育に対して不屈に闘いぬいた反骨の行動する知識人教師」<sup>41</sup>と紹介している。藤原については、また宮坂岩子によって「藤原晃の教育思想とその実践」というタイトルで人物研究もなされている<sup>42</sup>。

池田鍊二『小説「二・四事件」 赤いホオズキ』（1996年）も、検挙された矢野口波子と思われる主人公を麦島春子に、後に夫になる今村治郎を奥山に仕立て、小説という表現形式を通じて、恐慌下の農村の実態、教師たちの生活、そして家庭訪問の様子、「新興教育」運動の実際、あるいは拷問、検挙、裁判の経過、信濃教育会の対応などをリアルに描こうとしている。執筆者の池田が、『抵抗の歴史』の共同研究にも直接かかわっており、さらに小説の第一稿が「弾圧された方々に、体力の許す限り目を通してもらい、不正確な点や誤りがあれば指摘していただき、十数回の部分書き替え、訂正をしてようやく完成した」<sup>43</sup>作品であることから、フィクションでありながらも信憑性をもって読むことができる。

関係者の証言という点で言えば、海老原治善『昭和 교육史の証言』（1971年）において、対談形式で藤原晃が「長野の教育労働運動／信濃教育の変革をめざして」を語っている。そのなかで藤原は「教労の運動のなかで、長野県はもっとも組織的に運動を展開した、もっとも輝ける支部であった。藤原さんは、その支部の書記長さんだった」<sup>44</sup>と紹介されている。藤原個人でも、『教育労働研究』（1980年）において、巻頭に「終戦時の回想—大連での体験—」を執筆し、座談会「長野県の戦後教育30年の歩み（上）」の「教労長野支部の活動と弾圧—いわゆる二・四事件について—」（pp.130～143）で西條億重とともに出席し、自らの体験を語っている。また『歴史への証言「2・4事件」と治安維持法』（1983年）において「戦時下における長野県下教員の抵抗の歴史」（pp.27～36）を執筆している。この『歴史への証言「2・4事件」と治安維持法』は、50周年に際して治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟長野県支部によって編まれたもので、「二・四事件の思いで」として、タカクラ・テル、鈴木清子、今村治郎、今村波子を含む10名の手記が収められている<sup>45</sup>。また、『いま学ぶ「二・四」事件 —「二・四事件」65周年記念集会の記録—』（1998年）の「証言を聞く」（pp.5～9）という企画に参加している。

信濃毎日新聞社では、『信州 昭和史の空白』（1993年）で「二・四事件の周辺 証言」として、河村卓を取り上げている。「二・四事件の理論的な指導者と見られて」いるにもかかわらず「戦後、事件関係者の多くが積極的に発言した中で、発言を避けて来た」<sup>46</sup>人物であった点で興味深い。

これらは、いずれも「二・四事件」で検挙された側の証言であるが、その一方で、永明小学校関係者の証言も刊行され始めた。その最たるものが『悠久の道 矢ヶ崎輝雄先生追悼集』（1985年）である。矢ヶ崎については、前述の「(2) 郡市教育会史・自治体史」でも触れたが、「再建」校長として改めて注目しなければならない人物である。『悠久の道』には、矢ヶ崎自身が「私は永明学校五カ年の職責にあつた記録をつくつて苦楽を共にした先生方の思い出に捧げる約束をして、資料の整理と執筆をしてみた。(中略) 原稿一万枚をこしてまだ尽したと思えない」<sup>47</sup>と回想している資料が、「永明秘録 一抜粹一」とタイトルが付けられて収められている。解説にあつた息子の昭彦によれば、「昭和八年、二・四事件によって教員の過半数が逮捕され、全員が辞任し、いわば壊滅状態に陥った長野県諏訪郡永明校を建て直すために、事件後諏訪校長会および諏訪教育会から推されて、新校長として同校に赴任した故人(矢ヶ崎輝雄)らによってまとめられ、布装幀二二〇字詰原稿用紙罫三四〇頁綴じ自由形式の日記帳全七巻を埋め、少なくとも四十万字を越える記録である。／主文は、事件発生からはじまり事件後の建て直し着手から達成に至るまでの経過をありのままに記入した故人の日記であるが、その過程でおのずと明らかになった事件前と事件中の様子や、事件で逮捕された後釈放された前教員はじめ関係者・目撃者の証言、当時の報道、また永明村内外、県、中央、教育会、諸団体その他にわたり、関連して起きたでき事を合わせ集録したものである」<sup>48</sup>と、その性格を説明している。力の込められた分厚い著作となっている。

矢ヶ崎と同様に首席訓導として永明小学校に赴任した清水利一も『本立而道生』（1971年）を上梓し、そのなかで「二・四事件の思い出」<sup>49</sup>の論考を取めている。そこには校長となった矢ヶ崎から、「再建」にあたって「その第一歩に白羽の矢を私のところに立てた」<sup>50</sup>その緊迫した事情が語られている。

さらに矢ヶ崎昭彦『永明小学校昭和十年入学 如月会の友への手紙』（1981年）、同『永明小学校昭和十年入学 続 如月会の友への手紙』（1982年）が、タイプ印刷版で続けて刊行されている。これは児童であった立場から「再建」後の永明小学校の教育を「私達の前の世代の方々が、長野県下の、直接には諏訪郡の教育者の方々が、私達のために、文字通り心血を注いで切り拓いて下さった賜であること」<sup>51</sup>を自覚的に記録しておこうという着想でまとめられたものである。「諏訪の人間にとって、二・四事件は真に避けて通れない事件」（傍点矢ヶ崎）と認識しつつ「二・四事件の歴史的分析や評価には敢えて触れず」<sup>52</sup>にまとめた、とされている。『悠久の道』（1985年）が刊行される直前の印刷物であった。従来、これらの文献や資料を本格的に活用した研究は、管見の限り見当たらない。これらを「二・四事件」研究においてどのように位置づけるか、それ自体が「二・四事件」研究の方法論ともかかわってくるように思われる。この点については本稿「「4 『二・四事件』研究への課題と方法」でも触れたい。

稲垣忠彦・寺崎昌男他編『教師のライフコース 昭和史を教師として生きて』（1988年）では、長野県師範学校1931年卒業生の体験を分析している。卒業後すぐに起こった「二・四事件」に対して、また同級生の中からも検挙者を出したことから、この事件にどう関わり、いかなる影響を受けたのかについて、アンケート調査およびインタビュー調査からこのコーホート（同年齢集団）の回想をまとめている。「二・四事件」を経て、自分自身に「変化あり」（34名）・「変化なし」（24名）、検挙者に対して「共感的」（15名）・「批判的」（7名）・「不明」（45名）という結果であった。それぞれの証言は省略するが、このコーホートにとっての「二・四事件」の意味として、



「地域や学校によって程度の違いはあるが、力量形成の場として重要な学校のなかでの人間関係のあり方に変化がもたらされた」こと、「研究会、読書会等のサークルの変貌」、「教師のエートスともいべきものの変化」「事件は当事者の人生の上に大きな影響を与えた」<sup>53</sup>ことが明らかにされている。

また検挙された土岐正三と同級で親友でもあった中村一雄も『信州教育とはなにか 信州近代の教育論潮 下』（2011年）において、師範卒業後2年目に起きたこの事件について、当事者の目線から、相応の紙幅を割いている。「すぐれた頭脳とリーダーシップの持主で、皆から将来を期待されていた人材」<sup>54</sup>であった土岐との関係から特高からの取り調べにまつわる緊張感のある逸話を紹介し、また県学務課が発表した「左傾の動機並に拡大の原因」であげられている3つの「素因」いずれもが当てはまり、特に「長野県教育者の理想主義的風潮並感激性」は「この事件を大正自由教育の素地から生まれたとみるものとして、正鵠を得た見解」<sup>55</sup>として評価している。これらの研究は、「二・四事件」を思想弾圧事件という性格だけでなく、そこに生きた教師たちの実感的な「経験」を歴史的に位置づけようとしている点で、新たな研究的な位相を持つものである。

補足的に言えば、ドキュメンタリー映画『草の実 「2・4事件」の教師たち』（製作・信州の教育と自治研究所 有限会社長野映研 2009年）が製作されている。帯には「いま、明らかになる空白の『昭和史』！」とあり、「新しい教育の風『信州白樺』」「不況と貧困」「貧困と戦争との矛盾に苦悩」「弾圧と戦争へ突入」という4つの場面が設定されている。監督は野口清人で、この作品を撮る過程で「予想を超える数の出演者や資料・証言の提供」があり、「証言には様々な角度から検討を加え、裏を取りました。お蔭さまで沢山の新しい発見がありました」<sup>56</sup>としていることから、また独自の表現手法としても意味があると考え、ここで紹介的に取り上げることにした。

#### (5) 「二・四事件」周年記念集会実行委員会の活動

注目したいのは、長野県教職員組合を中心とした集会の記録集である。最初に刊行されたのは、「二・四事件」60周年を記念する会『いま語る「二・四事件」—「二・四事件」60周年県民のつどい記録一』（1995年）である。ただし、記録集は見いだせなかったが、「二・四事件」関係の集会そのものは、50周年から自覚的に始められていた<sup>57</sup>。1995年段階での60周年に際して、実行委員会では集会の目的を4つあげている。「①『事件』の歴史的意義を体験者の証言、講演を通して学習し、今日的教訓（意義）を確認する。②『事件』体験者はじめ治安維持法犠牲者の復権を求める意義を学習する。この取り組みが諸外国に対する戦後責任を果たさせる運動にとっても極めて重要であることを確認する。③『日の丸』『君が代』強制はじめ教育反動化に対する学習の場とする。④『事件』の真相と歴史的教訓を広く県民に普及する」<sup>58</sup>とされ、「二・四事件」に対する問題意識が明確に自覚されている。

この目的に沿いながら、県内のいろいろな場所で学習会が継続的に開催され、記録集が刊行されている。そのタイトルを具体的に列挙してみよう。60周年以降5年ごとに、『いま学ぶ「二・四」事件—「二・四事件」65周年記念集会の記録一』（1998年）、『「二・四事件」の今日的意義を考える—「二・四事件」70周年記念の集い記録一』（2003年）、『歴史に学び、長野県教育を考える「二・四事件」75周年記念の集い記録』（2008年）、『「二・四事件」八〇周年の意味

を問う「二・四事件」80周年記念集会—記録—（2013年）が刊行されている。全体集会だけでなく、各地区でも「二・四事件」に関わる集会が持たれ、その記録集が刊行されている。収集できた記録集のタイトルを示せば、『「二・四事件」に学ぶ上伊那の集い～77周年記念・記録集～』（2010年）、『「二・四事件」に学ぶ松本集会 記録集』（2012年）、『二・四事件から学ぶ木曾集会の記録』（2014年）、『戦後70年に「二・四事件」を問う「二・四事件」北信濃集会記録』（2015年）といった刊行物である<sup>59</sup>。

このような継続的な学習活動は、「二・四事件」を風化させることなく、その歴史的意義を繰り返し確認していこうとする熱心な姿勢を表している。それぞれ開催の意義を確認し、研究者やジャーナリストによる講演から学び、広く証言を集め、新たな資料を丹念に掘り起こし、さらにはその社会的認知度の調査をしながら、「二・四事件」にアプローチしようとしており、意識の高い学習運動とすることが出来よう。

そのなかで、信濃教育会に対する認識の変化も見受けられるようになった。もちろん、その変化は発言者の個人的な見解に属するかもしれないが、しかしいずれも巻頭言で述べられていることを考えれば、注目したい言説である。具体的には、65周年（1998年）に際して、戦争責任に言及されつつ『「二・四事件」後、信濃教育会の主導的取り組みによって、長野県が満蒙開拓青少年義勇軍を全国一多く送り出した歴史の真実に直面した時、信濃教育会は、『国策にしたがったまで』とあって、責任をのがれることはできるだろうか<sup>60</sup>と厳しく批判された信濃教育会が、その15年後に、「二・四事件」の隠された狙いを『「教権の確立」を会是の中心に据えて、自主的、人道主義的、理想主義的な教育を目指して、『教育県長野』の形成に大きな役割を果たしてきた信濃教育会を、当局（国、県）の教育政策に全面的に協力する“教育会”にすることであった』と、信濃教育会も「弾圧の隠された対象」<sup>61</sup>として、運動側と同列に位置づけ直されているのである。この認識の変化の意味については、今後重要な論点になってくると思われる<sup>62</sup>。

### 3. 検討すべき資料『長野県社会運動史』と新しい資料『裁判記録』

基礎的な資料という点では出尽くした感があった。しかしまだ未検討のままに残されている資料もあれば、新たな発掘された資料もある。そのような資料の検討が「二・四事件」に関する総合的な研究への前提となるであろう。その観点から本稿では、主に2つの資料を紹介したい。

(1) まず、長野県特高課によって作成された『長野県社会運動史 昭和十四年二月』における「二・四事件」関係資料である。819頁に及ぶガリ版刷りの簿冊であるその手書き資料を、忠実に活字化する作業を行ったのが有賀光良で、『特高警察が見た戦前長野県の社会運動 大逆事件から二・四事件まで』1～4（2012年）としてまとめている。明治以降の長野県における社会運動を特高側から列挙しているこの文書について、有賀は「長野県の先人たちが、戦争に反対し、労働者・農民の生活を守るために、命がけて闘ってきたこと、弾圧されても弾圧されても次々にその後を継いで闘いに立ち上がってきた青年たちの記録でもあるが、特高の側がこれらの青年たちの運動を『犯罪事実』として記録したもの」<sup>63</sup>と性格づけている<sup>64</sup>。

そのうち「二・四事件」に関係するのは、「第二十三章 二・四事件検挙直前における運動状況」と「第二十四章 二・四事件」である。「第二十三章」は、概況、農民関係の状況、全農会議派の沿革、全国農民組合（会議派）長野県連合会の活動状況、全農会議派の小作争議にともな

う主なる犯罪時事の概要、プロレタリア文化運動の項からなっている。「第二十四章」は、「第一節 序説」「第二節 党・同盟との関係」、「第三節 教労関係」から構成されており、第三節が「二・四事件」を中心的に扱っている。その内容は、概説、組織経過、犯罪事実（A 教材批判と文区か批判、B 実践運動、C 支部地区代会議）、資料としての「三月闘争一般方針書」、「SK長野支部現勢図」、「家宅捜索により発見した主要なる証拠品」「二・四事件検挙者及び処分結果」（各警察署所轄別）からなっている。

「第二十三章」では「二・四事件直前の各種社会運動は、極めて活発であった、おそらく本県未曾有の飛躍があったと認められる。（中略）全青年層が左翼分子の指導下に立って、共産主義運動の広範な貯水池的存在となり、マルキシズムは全く常識化されたような思想状況の下で、その実践的展開は一般人は憂色を深くしていた」<sup>65</sup>と認識され、「第二十四章」でも、そのような県下の情勢を背景に教労関係が発展的に捉えられており、「二・四事件」が「関係学校は小学校、中学校、等六十五校、取調人員実に二百余名に及んで我が国空前の不祥事であると共に、その影響は誠に戦慄すべき事件にして、教育問題に対し深き省察と示唆を与えたものであった」<sup>66</sup>と評価されていた。特高警察の「熱意」すら感じる徹底した調査報告である。ここで注意したいことは、「社会運動史」というタイトルが示すように「二・四事件」がひとり教育界の出来事ではなく、他の社会運動との関連で位置づけられていることである<sup>67</sup>。主に目次のみによる紹介にとどまったが、信濃教育会との関係においても「信濃教育会及び郡市部会への闘争」なども含まれており、「思想対策」から「思想動員」に向かいつつある1939年段階での特高による「二・四事件」の認識について、改めて検討する必要がある。

(2) 次の資料は、「二・四事件」に関する『裁判記録』である。ここには、藤原晃、河村卓、小松俊蔵、西條億重、福澤準一、矢野口波子の6名の速記録が掲載されている。比較的多く言及されてきた藤原晃や河村卓だけでなく、戦後も保育分野で活躍した西條億重、女性教師として運動に参加した矢野口波子の速記録である。表紙には「陳述速記録」「公判速記」と表記されており、小松俊蔵の表紙には4月30日と日付が付されている。

裁判関係で言えば、「予審終結決定書」および「予審尋問調書」の存在が確認されている。その資料は「二・四事件予審終結決定書（1692ページ）と予審尋問調書（242ページ）」であり、「当時の長野地方裁判所の石田弘吉裁判長が残したもので、松本衛士長野大教授が長野県史常任編纂委員の時に集めた」ものであった<sup>68</sup>。しかしそこには、この『裁判資料』は含まれておらず、その点では新資料になる。ただ、この『裁判資料』の性格については、誰がどんな目的で作成したのか、なぜ採録されているのがこの6名だけなのかなど、その性格を明らかにするための課題もあり、現在も調査中である<sup>69</sup>。

この6人の検挙者についての経歴と処分結果は、先の『特高警察が見た戦前長野県社会運動』4の「二・四事件検挙者及び処分結果」（各警察署所轄別）から抜粋すると、以下のとおりになる<sup>70</sup>。

藤原 晃（上諏訪署 教労関係）28 東筑摩郡麻績村（諏訪郡高島小学校）教員 師範一部  
党員 教労長野支部責任 2・4検挙 4・12送局 休職処分 4・19求刑懲6年  
9・5・21 一審懲4年（未決通算180日） 9・10・9 二審懲3年  
河村 卓（上田署 教労関係）28 長野市花咲町（上田小学校）教員 長中松高京大卒 教

労長野支部責任 教労北信地区責任 2・8検挙 4・12送局 退職処分 4・18  
懲5年求刑 9・5・21 一審懲2年6月（通算180日） 9・10・9 二審懲役2年  
6月

小松俊藏（伊那署 教労関係）28 東筑摩郡中山村（上伊那郡伊那町小学校）教員 師範一  
部 教労地区責任者 2・4検挙 4・12送局 退職処分 4・19求刑懲5年 9・  
5・11 一審懲3年6月（未決拘留通算180日） 9・10・10 二審〔懲一欠〕2年6  
月（未決180日通算）

西條億重（豊科署 教労関係）25 北安曇郡大町（南安曇郡南穂高小学校）教員 大町中師  
二 教労南安地区キャップ 2・6検挙 4・19送局 退職処分 4・19求刑懲4  
年 9・5・31 一審懲3年（180日通算） 9・10・9 二審懲2年（未決拘留180  
日通算）

福澤準一（飯田署 教労関係）26 下伊那郡鼎村（下伊那郡上郷小学校）教員 検定教養  
教労SKメンバー 2・4検挙 4・13送局 退職処分 4・19求刑懲3年 9・5・  
21判決懲2年（執行猶予4年）

矢野口浪子（近江）（飯田署 教労関係）22 南安曇郡有明村（下伊那郡上郷小学校）教員  
女卒師二 教労SKメンバー 2・21検挙（釈放・送局日不明） 退職処分 5・  
8求刑懲2年6月 9・5・21判決懲2年（執行猶予4年）

ここには登場しないが、検挙され実刑判決を受けた高地虎雄のインタビュー記録から、取り調べの様子から裁判の経過を追ってみよう。2月9日に検挙された高地は、検挙の可能性あることを察知し極秘書類の類はすでに処分していた。篠ノ井署の警官（小林）から「翌日から取り調べがあった。小林は運動についても、思想についてもズブの素人だった。しかし、県支部で書類を押収され、組織も活動も認める以外に無かった。（中略）私は二日間、殴られ、けられ、竹刀でたたかれ、体の三分の一が内出血してしまった。彼らは『おれたちは天皇陛下の御為に』とって殴った。（中略）調書は十三回書き直した。昭和八年四月初めまで、篠ノ井署にいて松本署に送られ、松本の検事局から長野刑務所に送られた。（中略）七月ごろから、予審判事による審理が始まった。これは、警察の取り調べの繰り返しに過ぎなかった。統一公判による公判闘争を未然に防ぐものだったと思う。予審が大体終わったところから、外部との面会が許されるようになり、船坂弁護士が最初に面会に来た。後で知ったのであるが、弁護士費用、差し入れなどのために家では二反歩の田が売られた。（中略）昭和九年の春、第一審の公判があった。北信グループの河村（卓）、私、河原（広三）、村山（英治）、馬場（健作）の五名分離の公判で、予審の事実を肯定するような公判だった。（中略）判決は二十七名、全員合同で言い渡された。藤原（晃）懲役四年、河村三年半、柴草（要）が三年半、あとは三年から二年の実刑だった。北信では、河原と私が二年半、村山、馬場が執行猶予になった。私は全員、実刑になるまいと思っていたので、少なからず驚いた。（中略）八月、河村、河原、私の三名は市ヶ谷（東京）に送られた。（中略）一ヶ月ほどで、小菅（刑務所・東京）に送られた。（中略）昭和九年秋、第二審の判決があった。控訴の理由が認められ、懲役二年、未決通算になった。さらに、上告した。しかし、一週間後、却下され、服役した。赤い獄衣を着せられ、独房の中にすわる。将来の自分の運命、母の悲しみなどを思った」<sup>71</sup>という流れである。



第一審での判決内容については、先に見たように、藤原、河村は求刑5年、柴草は3年6ヶ月であり、高地は事実誤認をしている。しかし、取り調べにおける拷問の様子、調書の書き直し回数、予審判事とのやり取りなど、控訴審判決までに至る裁判の過程は、おおよそ理解できる<sup>72</sup>。

ちなみに予審とは、戦前の旧刑事訴訟法で認められていた制度である。警察によって検挙された者は、「思想犯」として一般の警察署ではなく特高警察が取り調べを行い、その判断で釈放か「送局」（検事局に送られる）かに分かれる。「送局」となった者は、検事局でさらに取り調べを受けたうえで、被告事件を公判に付すべきか否かを決定し、あわせて公判で取り調べにくい証拠を収集保全する、一連の手続きを言う。その権限は、裁判官に属するものであり、實際上、捜査手続きの延長であるかのような性格を有するものであった。非公開のなかで予審判事によって作成された予審調査は公判における証拠として認められており、証拠価値は高いものとされていた。高地の場合も、この手続きに則って裁判が進行したことがうかがえる。なお、長野地方裁判所予審判事、長尾操による藤原晃への「予審集結決定書」（1933年12月8日付）は、柴草要と石沢泰治のそれとともに『長野県史 近代史料編 第八卷（三）社会運動・社会政策』（1984年）に復刻されている<sup>73</sup>。

以上のような「二・四事件」における裁判であるが、「事件」関係者もほとんどが鬼籍に入った現在において、『裁判記録』の復刻とその活用は、新たな研究の進展に寄与する可能性がある。この史料の批判的な読解が求められるものの、教育労働運動への参加の動機とその活動内容、大正自由教育との関連、教員給与寄付ないし義務教育費国庫補助への評価、信濃教育会への評価とその根拠、小学校での教育実践の内容、天皇制への評価、「転向」の論理などの論点が、『裁判記録』を通して明らかにされることが期待されよう。

#### 4. 「二・四事件」研究への課題と方法

「二・四事件」研究の方法には、7つの分析視点を持って、アプローチしていくことが考えられる。以下具体的に、研究の視点を述べてみよう。それはそのまま1930年代の教育史像の再構築ともかかわっている。紙幅の関係もあり、特に（1）～（4）を中心に述べておきたい。

##### （1）大正自由教育との「連続」と「非連続」の意味

若手の教師たちが、なぜ教育労働運動に入っていったのか、その教師たちの自己形成史のなかで大正自由教育のもった意味はどのように解釈されるのか、その連続・非連続の問題である。先述の『長野県教育史』の編纂主任であり、先にも取り上げた中村一雄は「信州の自由教育が挫折に追い込まれた大事件が昭和八年二月四日の『教員赤化事件』いわゆる二・四事件だ」<sup>74</sup>と、その連続性を示唆する解釈をしている。先行研究でも触れた『長野県教育史』の時期区分も、1933年を明確な節目として編纂され、たとえば「第一次世界大戦後の経済不況がしだいに深刻化していく現実の中で、もはや自由な教育理念だけではどうしようもないという焦燥が、青年教師を大きく動かした。二・四事件関係の多くの教師たちは、白樺や理想主義哲学のなかで育ち、そしてそれらの欠陥を、現実との対決の中で教えられ、しだいに唯物論哲学、社会科学等を研究し、新興教育の旗の下に結集していったのである」<sup>75</sup>という評価もその一環である。『長野県教育史』の編纂において、中心的な役割を果たしていた中村の歴史観の反映であろう。

しかし、大正自由教育との連続・非連続の問題は単純には行かない。信濃教育会主事であった守屋喜七が、当時において以前『信濃教育』編集主任で国語学者の西尾実に送った書簡（1933年5月8日付）で、「随分世上の論議は其肯綮を得ざるもの多く殊に官辺の見る所は長野県を目して自由教育の結果が赤化せしめしと云ふ事を主張せらるゝ様子、之は小生らとは所見を異にいたし候、殊に信濃教育会が赤化の起源など云ふに至つては暴論捏造の極端と存候、社会改造の理想に燃えたる青年の過誤かと存候、其二三の首領には根本的の赤化思想を抱懐せるものも有之しかと存候も、多数は只先覚を気取つた若気のナマのものが多い事ではないかとも考へられ候」<sup>76</sup>として、自由教育の結果が「二・四事件」につながったとする認識に猛烈な反論をしていたのである。

しかしその一方で、長野地方裁判所において、求刑日となった1934年4月21日、川上達吉思想検事は次のように論告をしたと新聞は伝えている。「自由主義は本県教育界にもあつた事は被告人達の手記に依るもの又予審でも同様の事を述べてゐる、この自由主義が放縦に流れ而も一つの衝動をうけた場合飛躍して過激な共産思想に走り易いのは当然であつた。もう一つ長野県の青年に向学心が強く、勉強家であつた事もその動機として見逃せない原因である」<sup>77</sup>と、「気分教育」と「二・四事件」あるいは青年の向学心とのかかわりを示唆していた。

このこととかわって、「たしかに、事件の背景には自由思想が底流としてあつた。が、白樺運動の推進者の一人であつた一志茂樹（信濃史学会長）が『白樺派うんぬんはたぶん信濃哲学会の責任のがれの面がある』と指摘する。昭和に入って思想統制がきびしくなると、県下の先生たちは信濃哲学会へ逃避した。しかし、若い先生たちは西田幾多郎や田辺元の理想主義の哲学では満足できず、三木清のマルクス主義哲学の方へ走つた。このため『哲学会が異端児を生んだ』という声がおこりそうになった。それを『白樺派の流れだ』とレッテルを張ってしまった」<sup>78</sup>と解釈する向きもあることにも留意しておきたい。

実際、新教・教労運動に中心的な役割を果たした河村卓も、自らの被教育体験を回想しながら「当時の人々は、そういう（人道主義的な、大正リベラリズム－引用者注）白樺派の自由教育や人道主義的な影響を、広く受けています」と、長野師範学校附属小学校での白樺派の教育の影響の大きさを語っている。さらに続けて「白樺派の人道主義を、一つのイデオロギーとしてではなくて、そういうふうで育てられてきた－ということですね。われわれがひっくり返そうとしたみたいに使われている、それまでの信州教育の、人道主義的なものは身に染みさせられていますよ。（中略）結局は、なんとも動かないし、農村なら農村に今までの教育が通じなくなっている。それに、上の人たちは気がつかない。それが若いわれわれにすれば、いらつくところだった。それに、まだみんな若かったから、気負いみたいなものが強く、あつた」<sup>79</sup>と回想している。育まれた「生き方」の継承と断絶、さらに若さゆえの正義感は、政治的イデオロギーの位相とは別の解釈を求めているように思われる。

いずれにせよ、「二・四事件」に対する教育界の外部からの評価と信濃教育会の認識、さらにそこに生まれている齟齬とそれに対する多様な解釈は、そのまま大正自由教育と「二・四事件」の関連性を問う課題となっている。

## (2) 方法としての川井訓導事件との比較

信濃教育会の対応における、1924年に起こった川井訓導事件との比較が考えられる。修身の

教科書を使わず補助教材を活用したがゆえに辞職までに追い込まれた川井訓導事件では、信濃教育会をあげて川井の擁護に廻ったにも関わらず、1933年の「二・四事件」に際しては、検挙された青年教師たちとは、むしろ敵対することになった。すでに見たように、教員人事を全国的に掌握し「教権の独立」を旗印にしていた信濃教育会の守屋喜七主事によって、「二・四事件」は「恐怖すべき教員思想事件を勃発し、信州教育の伝統に一大汚点を印するに至った」<sup>80</sup>と厳しく評価されていた。その対立の構造には、政治的には天皇制や国体および私有財産の否定といった、当時の治安維持法違反としての認識があったのであろうが、それに加えて「教権の独立」論からくる義務教育費国庫補助のあり方なども、信濃教育会との認識を異にしていたのである。いずれにせよ、なぜ信濃教育会は検挙された教師たちを擁護できなかったのか、検挙された青年教師たちと信濃教育会への根本的な批判は何だったのか、たった9年間の間に対立点がいかに生まれどのように先鋭化していったのかは、丁寧に分析されなければならない。その問題群の中に、「二・四事件」の特徴や性格が浮かび上がってくると思われるからである。

その点で、稲垣忠彦は、双方の「事件」に関係した上条茂という「大正・昭和前期の実践史において鍵となる人物」<sup>81</sup>の対応の仕方を比較しながら、違いのもつ意味について検討している。双方とも、教師の教育実践への主体的追及に対する国家権力の統制、弾圧であったが、上条は川井訓導事件を、大正期の実践のなかで確信され多くの教師によって支持されつつあった原則に対する国家の統制、あるいは教師による教材の自律的選択に対する統制ととらえていた。それに対して、「二・四事件」を、教育的な努力とははなれた「思想事件」と認識しており、信州教育の伝統的精神としての「自治自立の精神、犠牲的精神、研究的精神、責任を重んじる精神」を発揮して、「左傾思想」「反動思想」への傾斜を克服すべきこと、また教育を観念的、概念的にとらえるのではなく具体的な実践に向けて努力をするべきことを強調していた、と分析している。

和崎光太郎は、川井訓導事件と「二・四事件」との関連を考える上で、「思想問題」としての一貫性を示唆する論考を著している。「二・四事件」までには踏み込んで言及されていないが、大正自由教育と「赤化思想」との関連を考える上で、川井訓導事件そのものが、「『赤化思想』の広まりという当時の社会的状況があり、当局がその温床とみなしていた『気分教育』弾圧のために、川井訓導をスケープゴートとして退職に追い込んだ」<sup>82</sup>とする解釈は、興味深い論点を含んでいる。川井訓導事件を、「『教権』と『師道』の問題で、教育の主体性をめぐって、教員の自主性と教育に対する行政の在り方、教育の政治的介入が問われた」<sup>83</sup>とのみ捉えるだけではなく、どこまでも「思想問題」として捉えようとする研究視角である。1920年代以降「思想善導」から「思想統制」へ、さらに「思想動員」へと展開していく総力戦体制の思想戦の構築過程のなかに、川井訓導事件も「二・四事件」も同列に位置づき得るのである。さらに検討すべき研究視角であろう。

### (3) 地域社会からの学校評価の意味と独自の人事行政の意義

長野県における諏訪地方の持つ教育的な位置、「二・四事件」に対する地域社会からのふたつの評価、さらに諏訪教育会の人事手続きの検討を通して、「二・四事件」を多面的に分析していく課題も残されている。

全国的に信州教育が名をはせていたと同時に、長野県における諏訪のもつ位置も「信州教育の聖地」とも呼ばれるほどの独特の風土があった。先述の中村一雄は、西尾実の「信州教育者は、

権勢に屈せず、利害に囚はれず、あくまで信念に生き、真理に終始しようとする性格であり、生活態度である」と紹介しつつそのあり方を「諏訪の教師の矜持」とし、「諏訪は、信州教育の聖地のように、県下の青年教師が志して各地からこの地に遍歴して、諏訪の学校の教職経験をもって、再び各地に帰」る地域であり、その点でも「諏訪の教育は、全県に影響するところが大きい地域だったと評している<sup>84</sup>。まさにそこで起こった「事件」であったのである。

まず教育労働運動史の立場から考えてみよう。長野県は、この時期の新興教育運動の「教育実践を代表しているといわれる『教労』長野支部・『新教』長野支局」を持ち、しかも国定教科書批判にもとづく教材研究が「きわめて組織的に検討されていた」地域であった<sup>85</sup>。特に諏訪地区は、新教の新たな任務とされた「工場農村に於ける教育反動、特に小学校、青訓、補習学校等に対する労働者農民の闘争（地方財政としての教育費、一般プロレタリア貧農のための教育施設、欠食児童、学用品、授業料等の諸問題又俸給不払、不意転等に対する父兄、青年、児童及び教育労働者の共同闘争）を激発するための文化的活動宣伝をなすこと、プロレタリア少年組織に対する技術的援助等」<sup>86</sup>に比較的成功していた地域でもあった。下伊那や諏訪は1910年代からの青年運動や農民運動も盛んな地域であり、岡谷の工場地区を含めて、学校と地域との関係を抜きにして、「二・四事件」は語れない性格を持っていた。

しかし官憲の調査において『天皇制』に対する『左翼的』意識の影響を受けた者はほとんどいない<sup>87</sup>と報告され、検挙された教員に対して受持児童が「その釈放を要求して警察署におしかける計画を立てたが、学校当局と父兄によって阻止されたので、同盟休校に入った。それは一日間と続かなかったが、学校当局や県当局に与えた衝撃はとても大きなものがあった」<sup>88</sup>とされている事実がある。聞き取りにおいても、永明小学校では、永明小学校教員の全員異動（1933年3月15日）に対して、村役場の青年たち、保護者も含めて抗議行動が起こったという。全国的には信州教育が「汚点」として宣伝される一方で、運動的な教育実践の成果がさほどなく、その一方で教師への敬意を含めたもうひとつの評価があったことは、教師と子どもとの関係に加えて、学校と地域社会、学校と家庭との具体的で個別的な関係が成立していたことも押さえておかなければならないであろう。そのことが、「政策対運動」の文脈とは別に、1910年代からの教師たちの日常的な発想様式・行動様式（「心性」）の「継承」と「断絶」の研究的な視点に繋がっていくように思われる。

しかしながら、上のような評価があるものの、永明小学校の「再建」過程のなかで語られる地域社会と学校の関係は、必ずしも好意的な評価ではない。むしろまったく逆の見方である。「永明なかりせば」という地域の「汚点」として強く認識されており、その認識は一部ではあるが今日に至るまで拭い去れていない側面を持っている。たとえば「二・四事件」の呼称においても、「にい・よん」事件とは呼ばずに、あえて「にい・しい」事件と区別して呼んで、この事件への消極的な態度を表明していることもその象徴であろう<sup>89</sup>。

特に永明小学校や周辺地域の受け取り方は顕著であった。その概要を知ることができるのは、「3 先行研究（4）」で取り上げた文献である。そのなかで永明小学校「再建」の出発点が以下のように描かれている。「学年末の取り乱れの上に、全校舎到る処硝子は破れ落ちてその破片は拾われぬまゝに散ばつて居り、農具舎のまわりには使いつばなしの農具が放つてある。図書室には図書が散乱し、地図掛図は破損したものが多し。雑然たる物置、落書で一杯になつて居る汚い便所。決意して来たものではあるが、余りのすさびにたゞ驚いて職員室に帰つた」<sup>90</sup>といった状況



であり、また児童の実態も、「修身、国語、地歴は空白に近い。／教室では一週間先生は自分の本に読みふけり、児童は自習と称して勝手気儘にしていた事もある。集中力、持続力は著しく低下していて、忘れ物等は全く当り前のことになっている」<sup>91</sup>あり様からの出発であった、とされている。そのような立場による実態の違いは、「二・四事件」が、地域社会と学校、地域社会と家庭における個別的な関係から、一方でその地域社会が持つ「赤化」へのタブー意識に至るまで、一筋縄ではいかない複雑な構造を内在させながら成立している「事件」であったことを示している。

さらに注目したいのは、「二・四事件」後の永明小学校の校長人事の手続きである。つまり県当局の介入を許さず、すべて諏訪郡校長会および諏訪教育会で行ったことの意味をどのように考えるかという問題である。首席訓導となった清水利一が、「不祥事件の中心が長野県であり、長野県の中心が諏訪であり、諏訪の中心が永明校であるからには、永明の再建は諏訪の責任においてなさねばならない。この意味から永明校の校長は、県のお世話にならずに諏訪の責任において校長会で選定すべきである」<sup>92</sup>と言い切っていることから、この問題も、諏訪地区の特質に含めて捉えておきたい。この事実は何を意味するのであろうか。いわば、人事権を県当局に渡さないということであり、「教権の独立」や教育の自主性にかかわる問題と密接にかかわっているのである。「二・四事件」後の対策に際して、県議会では信濃教育会からの人事権の剥奪が提言されていたが、諏訪郡校長会と諏訪教育会は永明小学校の校長人事を独自に進めていたのである。さらに永明小学校の教員総入れ替えに、新校長の要請には諏訪郡全体で教員人事に協力するという特例を認めたのである。

翻って、川井訓導事件においても、実際のところ、この教員の人事権がもうひとつの争点となっていた。「県知事と教育会とは激しい対立抗争を展開した（中略）。白樺派の教育運動を『気分教育』として弾圧しようとしたのを手始めに、信濃教育会が実質的に掌握していた人事権の行政当局への奪還をめざそうとしたと解されている。一方、文部省もこの頃から全国的に自由主義教育への圧迫を画しており、その意図する国定教育といささかでも相違する内容は、反体制的であっても、弾圧しようとする立場をもっていたのである。こうした文部省、県行政当局一体の体制の中で、この事件〔川井訓導事件－引用者注〕は起こるべくして起こったと解されるのである」<sup>93</sup>と指摘される時、長野県当局に対しては、永明小学校長人事において「教権の独立」を貫いたとも解釈できるのである。そのことを知った石垣倉治県知事は激怒したと言われており、結局のところ矢ヶ崎輝雄校長に対する県当局からの辞令は、電報によって1933年3月31日の午後9時過ぎに送られてきたという<sup>94</sup>。

このような学校の教員人事を校長に委託し、校長が県に内申して発令され、校長の異同は全县人事として県が行うという慣行方式は、それ自体として批判の対象にもなるが、その一方で県当局からの独立性を担保する条件になっているとも考えられる。「二・四事件」という「非常時」であるからこそとられた、この諏訪郡独自の教員人事異動については、西尾実によって「極めて有力に長野県教育界そのものの健全さを立証したものであると信ずる」<sup>95</sup>と高く評価されるものであった。その「健全さ」は「教権の独立」にもつながるものであり、「二・四事件」をもってしても県当局が介入できなかった領域であったのである。「二・四事件」に隠れた「教権の独立」をどのように評価していくのか、今後の研究課題となるであろう。

#### (4) 「事件」報道に果たす新聞の役割と機能

新聞報道の演出的意味は、重要な研究視点である。「二・四事件」は、運動の萌芽の段階で弾圧されたもので、また検挙者の割合からして必ずしも「教員赤化事件」という呼称が必ずしも適当ではないにもかかわらず、「いかにも大きな事件だったと仕立てあげて」<sup>96</sup>いく視点を見逃してはならないであろう。

その意味でも、その仕立てられ方が2月4日以降の新聞報道の内容分析によって明らかにされなければならない。特に記事解禁になった1933年9月15日の号外『信濃毎日新聞』『長野新聞』『報知新聞』（いずれも長野県立図書館所蔵）のタイトル、記事内容、個人写真、個人の履歴、運動の経緯、家族のコメントなどの構成は、信州教育の「汚点」を構築する上で、きわめて有効であった。従来、「戦慄！ 教員赤化の全貌」「教育界未曾有の大不祥事」といったタイトルと一部の記事内容しか紹介されておらず、「各紙とも当局の発表原稿を中心とし、反戦的階級的教育を理由に新興教育を非難し、虚構も含め関係者の私事を載せて、扇情的に紙面を構成した」<sup>97</sup>との評価もあるが、改めて新聞記事全体を検討することで、それが思想弾圧事件として仕立てられていくメカニズムに迫っていきたい。また都市新聞だけでなく、『南信新聞』、『信濃大衆新聞』、『飯田ニュース』、『飯田日日』（飯田市立図書館所蔵）、『伊那毎日新聞』（伊那市立図書館所蔵）といった県内の地域新聞も研究対象に含めたい。

後述する地域右翼の政治結社、信州郷軍同志会が、「二・四事件」との関連で、『信濃毎日新聞』への不買運動とも関連していることに注意したい。『信濃毎日新聞』主筆であった桐生悠々が「関東防空大演習を嗤ふ」（1933年8月11日）を発表したことを受けて不買運動が展開されたのだが、その背景には、『信濃毎日新聞』は「信州赤化の責の大半を持つもの」と批判し、「二・四事件」のような問題が起きてしまった責任は、信濃毎日新聞にあるのだ<sup>98</sup>という信州郷軍同志会の理屈があったのであった。地域社会において無視し得ない存在となっていた信州郷軍同志会によって『信濃毎日新聞』はある意味で「転向」を強いられていたためであり、「二・四事件」記事解禁の9月15日号にいかにも反映しているのかも、隠れた分析視点になるかもしれない。

#### (5) 国家主義的団体からの「二・四事件」への評価

地域右翼による「二・四事件」に対する高い関心が、前述の信州郷軍同志会『極秘 長野県赤化運動ノ全貌並ニ調査票』（1933年7月）によって詳細にまとめられている。この信州郷軍同志会は、1932年5月に設立された、在郷軍人有志で結成された国家主義的政治結社であった。「県下国家主義団体等県特高課調」によれば、創立 中心人物、事務所、勢力、系統は、「昭和七・七・二三 中原謹二 宮沢修二 松本市六九町二三七 二、〇〇〇 国家主義」<sup>99</sup>となっていた。実質的な理論的指導者は中原謹二で、彼はこの当時県議会議員（のち衆議院議員）であり、県政にも影響力を持つ人物であった。その中原が主宰する信州郷軍同志会が「二・四事件」に強い関心を寄せており、『「二・四事件」（「長野県教員赤化事件」）のでっち上げによって、『思想悪化県信州』ということが強くイメージされ、そういう事情のなかで信州郷軍同志会が確立していくことになります。中原を中心とする下伊那の地域ファッショ運動の存在がそれを後押ししてきました<sup>100</sup>と、「二・四事件」との関連が述べられている。信州郷軍同志会では、「二・四事件」によって「長野県ニ於ケル思想国防第一線ハ破レタ、破レタノミデハナイ敗退シタノダ」<sup>101</sup>という危機感に溢れた認識をしており、その再編のために作成された基礎資料としての『極秘 長野県赤

化運動ノ全貌並ニ調査票』であり、その内容は「赤化教員検挙者並ニ行動概要（昭和八・三上旬迄）」といったタイトルで各個人、各種団体の極めて詳細な調査報告が掲載されている。今後、この内容の検討はもちろんのこと、国家主義的諸団体の「二・四事件」への関連やその評価についても広く調査していく必要がある。

#### (6) 「二・四事件」における内務省警保局と松本学局長の役割

「二・四事件」当時、中央の内務省警保局長であった松本学の果たした役割に注目し、この事件を契機に内務省特に警保局主導による「日本精神」の公認を狙おうとした動向を明らかにすることである。

「二・四事件」は、文部省による思想統制や特高警察による思想弾圧とは別の文脈において、さらに長野県内だけが対象ではなく全国的な視野で、1930年代以降の総力戦体制における国民統合に向けて、大きな契機となった事件であった。この仮説に取り組んだのが越川求「1930年代における思想・文化・教育の統制と動員枠組みの確立——長野県「二・四事件」の時期における内務官僚の役割に焦点をあてて——」<sup>102</sup>である。そこでは次の3点が明らかにされている。第一に、センセーショナルな「教員赤化事件」が、自由教育で知られる教育県長野で起きたことは、自由教育の排除と「日本精神」教育の推進を、国民教育全体に広げることのできる格好の転機となったこと。第二に、国家的指導原理としての「日本精神」の闡明及び普及徹底という国家戦略の確立は、1933年8月15日の内閣思想対策協議会による「思想善導方策具体案」の閣議決定であったと考えられること、第三に、その内閣思想対策協議会を主導したのが内務省警保局関係者とりわけ局長の松本学であり、1930年代以降の国民統合に先導的かつ決定的な役割を果たしたこと、が述べられている。

長野県内での「事件」に対して、文部省だけではなく内務省、特に特高さらには軍部が、それぞれいかなる認識をもち、どのように総力戦体制における思想戦を構築していくことになるのか、そこに「二・四事件」がいかに位置づけられようとしていたのか、この重要な課題に広い視野からの研究視角が求められている。

#### (7) 満蒙開拓青少年義勇軍の送出過程における「二・四事件」の位置

「二・四事件」を契機にして長野県教育は、時局への積極的な協力へと方向転換したとしばしば批判的に評価される。「二・四事件」が信州教育の「汚点」として反省されたがゆえに、満蒙開拓青少年義勇軍の送出という国策の遂行において信濃教育会の主導のもとで全国一位の実績をあげるまでになったからである。

しかしその経過は、さほど単純なものではなかった。そのことを実証したのが、小林信介『人々はなぜ満州へ渡ったのか』（世界思想社 2015年）である。「青少年義勇軍の送出と信濃教育会」という章を設けて、信濃教育会の従来からの方針、信濃教育会内部の思想的な対立、県議会との対応あるいは地域右翼との関係などを踏まえて、次のようにまとめている。「教員をはじめ長野県教育界に決定的な影響力を示していた信濃教育会は、[明治期の—引用者]発足当初からもっていた海外発展思想という内的要因により満州移民研究を行い、二・四事件における責任を追及されるという外的要因により国策追従に会を挙げて取り組むようになった。長野県で燃え盛った青少年義勇軍送出熱は、信濃教育会を主軸に展開された教育運動とそれに対する弾圧の歴

史が、多様な形で作用して高められたのである。その意味で、義勇軍送出事業は、信濃教育会を中心とし、『教権の独立』への志向、さらに大正自由教育や左翼的教員運動の隆盛とそれへの弾圧に彩られた戦前の長野県の教育の終着点を示しているといえる<sup>103</sup>と総括しているのである。ここでも、満蒙青少年義勇軍の送出過程における議論を、「二・四事件」に即して、改めて丁寧に整理しておく必要があるであろう。

## 5. おわりに

1930年代の教育史像は、経済不況に向かうなかで、低迷する経済状況を政治（国家権力）が国民統合の契機として利用し、1920年代に幾分でも芽生えた自由主義による「個」への着目やそれゆえの方法的な改革が、理念的にも方法的にも国家主義的な方向へと一挙に転換させられ、なかでも教育労働運動は徹底的な弾圧の対象となり、総力戦体制の進行とともに1940年代における皇国民錬成教育が狂信的に推し進められていくといった時代像であった。そこに軍国主義が抜き去りがたく加担していくことになる。「二・四事件」も、この動向のなかに位置づいていることはいうまでもない。

しかしながら、このような1920年代から1940年代の初等教育を中心とする歴史的過程の描かれ方について、山田恵吾はその特徴を「『政策—運動』の対立図式で把握される傾向が強いこと」「『大正デモクラシー』から『ファシズム』というイデオロギーを基軸とする流れの中に解消されている点」「一九二〇年代と一九三〇年代との間で分析対象が異なること」という3つの傾向を指摘しながら、従来ステレオタイプの教育史像しか描きえなかったと批判している。その批判はおおむね首肯されるであろう。そのような批判的認識から、新たに「教員統制」という分析概念を設定し、1920年代から1940年代にかけての教育社会の変化を跡づけようとする。ここで言う「教育統制」とは、「抑圧」や「弾圧」といった意味での「統制」ではなく「行政機能の合理化・効率化という技術的進展、言い換えれば、地方教育における官僚制化という観点をも含む」<sup>104</sup>概念として新たに捉え直しがされている。それを1920年代以降の千葉県師範学校附属小学校の「自由教育」実践の盛衰と地方学務の施策の展開過程を対象に論じようとしているのである。その方法と対象によって、新たな1930年代の教育史像を描こうとしているのである。

「二・四事件」研究にも、山田が批判した3つの教育史叙述の特徴が重なる。「二・四事件」は、自律的な教育実践や教育運動とそれを抑圧・弾圧する政府・文部省という「政策対運動」の対立図式そのものであり、さらに長野県特有の「加害者としての信濃教育会vs被害者としての新教・教労の教育運動」という対立図式を内在させていた。単純化していえば「二・四事件」が大正デモクラシーからファシズムへのイデオロギー転換の象徴的な事件でもあったことから、満蒙開拓青少年義勇軍の送出に代表させるだけで、教育労働運動とかかわる地域社会や教員社会、地域右翼を含んだ郡市教育会や県議会の動向など、多角的に相互の関連性や機能の変化を捉える視点が必ずしも充分ではなかった。しかし「二・四事件」は1920年代から1940年代までにまたがる歴史的性格を背景にもつ持つ事件であった。連続的に考察しなければ説明できない課題も多くあり、その点からすれば、「二・四事件」研究のアプローチを「政策対運動」の対立図式を越えた方法をいかに提示できるか、またイデオロギーの変化への解消では説明しきれない課題をいかに設定できるのか、これらの方法と課題とが問われているのである。本稿は、そのための基礎的な作業



を行いつつ、「二・四事件」研究へのアプローチを仮説的に提示してきた。

改めて山田が提起した「教員統制」概念、つまり「政策対運動」の二項対立的枠組みを越えて、「地方行政当局と教員社会が結びつき、教員社会が積極的に行政機能を果たす過程を明らかにしよう」とするとき、「両者が静かに、しかし強力に分かちがたく結びついていく過程を明らかにしなければ、教員統制の本質に迫ることは出来ないのではないか」<sup>105</sup>という枠組みが、「二・四事件」にも適用できるのかは、検討を要するものの、積極性はないように思われる。とすれば、1930年代の教育史像の再構築に向けて、長野県についてのモノグラフを新たにつくることが求められている。

「二・四事件」研究は1960年代から開始されていることを考えれば、また教育会、自治体、学会などでさまざまな領域で研究蓄積があることを考えれば、研究史それ自体の整理のなかで、改めて課題と方法とを問うていくべき対象であるともいえよう。近年、教育労働史研究の動向が弱まっている<sup>106</sup>ものの、現代的な問題状況からすれば、改めて運動論的な視点も総括的に確認すべきであろう。また山田のように社会システム論の援用による問題提起もある。社会システム論は、階級史観の克服によって総力戦体制の構造を捉え直そうとする志向性を持っている。その点では、両者の立場は対立的な契機を含んでいる。そのふたつの立場を踏まえながら、「二・四事件」研究にいかにかアプローチしていくのかについては、本稿でも示唆したように、個々の教師のライフコース研究を踏まえた教育実践史としての研究視角を仮説的に提起しておきたい。それは、労働運動論や社会システム論とは相対的に独自の位相にあるもので、教師たちの日常的な発想様式・行動様式（「心性」）を含む教育実践の独自性から発想されるものである。新たな資料発掘を継続させながら、教師による教育実践の観点から歴史内在的に本稿で示した研究課題を深めていくことが、今後の課題である。

#### 註

- 1 第1回は「突然の捜査 無念さ日記に 挫折拭えない心の傷」（8月13日）、第2回「国や制度 批判で摘発 世間からの非難拡大」（8月14日）、「国策強要 拷問や勾留 恐怖が支配 思想封印」（8月15日）、第4回「『不戦』盛った指導用手引書 押収され日の目見ず」（8月16日）、「子や孫らの重い記憶 平和の願い 次世代へ」（8月17日）
- 2 『信濃毎日新聞』2013年8月13日
- 3 『信濃教育会九十年史 上』1977年 pp.406～414 項目としては、「一 事件の概要」「二 本会の対策」からなり、長文にわたる「時局対策実現ニ関スル意見」を引用している。
- 4 加えて、2003年以降、2004年長野市、2005年佐久市、2006年飯田市、2007年安曇野市、2008年茅野市といったように、県下各地をめぐる学習会も開催されている。この学習会およびその報告集については、後述の「『二・四事件』周年記念集会実行委員会の活動」を参照されたい。
- 5 小平千文氏が「二・四事件」の研究動向について、詳細にまとめている。「二・四事件の研究動向—これからの課題—」『いま学ぶ「二・四事件」—「二・四事件」65周年記念集会の記録—』（1998年）pp.56～59 および「二・四事件の研究動向—これからの課題—」『「二・四事件」の今日的意義を考える—「二・四事件」70周年記念の集い記録—』（2003年）pp.131～132 である。本稿も部分的に参考にしている。
- 6 発見者は、長野県高等学校教職員組合の樟葉利徳委員長であった。池田錬二『小説「二・四事件」 赤いホオズキ』章文館 1996年 p.284
- 7 この研究が出される前の先行研究として、青木恵一郎『長野県社会運動史』社会運動史刊行会（1952年）および、旧著に戦後編を入れた『改訂増補 長野県社会運動史』巖南堂（1964年）がある。「二・

- 四事件」は「三二年テーゼに基く斗争と侵略戦争のための弾圧」という章に「(5) 全県下に二・四弾圧事件、(6) 教員弾圧の二・四弾圧事件の意義、(8) 二・四事件後の上下、諏訪、下諏訪、長野における斗争」の項目が置かれている。引用注が記されていないので依拠資料が具体的にわからないが、検挙者数や関係学校数などは長野県の事件概要報告と一致しており、基本的な関係資料は収集されていると思われる。「二月四日払暁、全県下一斉に各団体の指導者を検挙し、労働者農民の組織破壊の攻撃をかけるに至つたのである。これが全国的に知られた長野県教員赤化事件、二・四事件である」(両著とも p.355) としているように、「教員赤化事件」としながらも、むしろ労働者農民を中心とする社会運動として描こうとしている。
- 8 「運動の火をつぐ科学的作業」二・四事件記録刊行委員会『抵抗の歴史 戦時下長野県における教育労働者の闘い』労働旬報社 1969年 xii
  - 9 この『秘 長野県教員左翼運動事件』の確認については、後に(注69)で記す『裁判記録』と同様に、執筆者が1980年代前半の大学院生時代に、中村一雄氏(長野県教育史編集主任)から紹介された村松益治氏(故人)(長野県学務課に1932年から1940年まで勤務)に聞き取りを行った際に、村松氏からこの簿冊を提供してもらい、複写して保存していたものであった。村松氏の遺族については、ご子息も鬼籍に入られており、孫娘2名が県外に住んでいる。
  - 10 長野県教育史刊行会『長野県教育史 第14巻 史料編8』1979年 pp.1047～1111
  - 11 この二・四事件記録刊行委員会を務めた青木孝寿が、「二・四事件と信州の教師たち」(『季刊現代史7号』1976年)を、また松本衛士が『「二・四事件」五十周年から学ぶ』(『歴史への証言「2・4事件と治安維持法」』(1983年)、「治安維持法と長野県二・四事件」(『歴史評論』No.411 1984年7月)をそれぞれ執筆している。
  - 12 長野県『長野県政史 第2巻』1972年 p.613
  - 13 同上 p.614
  - 14 その他、『長野県教育史 第16巻 史料編10』(1981年)においても、信濃教育会「時局対策実現に関する意見」、松田仁兵衛「一つの反省」といった「二・四事件」関係の論考を加えている。
  - 15 長野県教育史刊行会『長野県教育史 第3巻 通史編3』(1983年) p.749
  - 16 同上 p.751
  - 17 同上 pp.640～646
  - 18 ただしこの会議録は、先述の『抵抗の歴史』(1969年)においてすでに全文採録されている。
  - 19 信濃毎日新聞社編『信州 昭和史の空白』信濃毎日新聞社 1993年 p.246
  - 20 長野県史刊行会『長野県史 通史編 第9巻 近代3』(1990年) p.438
  - 21 伴野敬一『信州教育史再考 教育と文化をめぐる通史の試み』龍鳳書房 2005年 p.232
  - 22 諏訪教育会沿革史委員会『諏訪教育会百年の歩み』1982年 p.130
  - 23 同上 p.136
  - 24 諏訪教育会『諏訪教育 第三号』1952年 p.22
  - 25 同上 p.73
  - 26 南安曇教育会百年誌編集委員会『南安曇教育会百年誌』1988年 pp.511～2
  - 27 同上 p.528
  - 28 上水内教育会史編集委員会『上水内教育会史』1988年 p.183
  - 29 同上 p.185
  - 30 木曾教育会百年史編纂委員会『木曾教育会百年史』1986年 pp.135～136
  - 31 松本市教育会百年誌編集委員会『松本市教育会百年誌』1984年 pp.594～595
  - 32 諏訪教育会編『諏訪の近現代史』1986年 p.552 この部分の執筆者は、今井信太郎であり、『諏訪教育会百年の歩み』の「二・四事件」の執筆者と同じである。
  - 33 竹村美幸・伊藤岩廣・細田貴助『ちの町史』ちの町史刊行会 1995年 p.483
  - 34 同上 p.488
  - 35 永明小学校のあゆみ編纂委員会『開校百周年新校舎落成記念 永明小学校のあゆみ』1975年 pp.103～4
  - 36 高島学校百年史刊行会『高島学校百年史』1973年 p.264
  - 37 伊那小学校百年史編集委員会『伊那小学校百年史』1971年 pp.338～339
  - 38 同上 p.339

- 39 同上 p.340
- 40 赤穂小学校百年史刊行会『赤穂小学校百年史』1972年p.622
- 41 藤原晃『八十年の軌跡 一良心の火は燃えて一』ほおずき書籍 1990年「序」
- 42 教育労働史研究会『教育労働史研究 第13号 特集・教育運動の発掘と研究』（1970年）また同号には、今村治郎「長野・修身科無産者児童教程について」も収められている。『教育労働史研究 第15号 特集・国際・国内の教育運動』（1973年）には、藤原晃自身による「長野県教育の伝統」という論考も寄せている。
- 43 池田錬二『小説「二・四事件」 赤いホオズキ』章文館 1996年 p.285
- 44 海老原治善『昭和と教育史の証言』三省堂 1971年 p.94
- 45 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟長野県支部『歴史への証言「2・4事件」と治安維持法』1983年 pp.37～62 本誌には、松本衛士「『二・四事件』五十周年から学ぶ」も所収されている。
- 46 前掲『信州 昭和史の空白』p.246
- 47 前掲『諏訪教育 第三号』p.22
- 48 『悠久の道 矢ヶ崎輝雄先生追悼集』1985年 p.59
- 49 初出は『信濃教育』の「七十周年記念号」（第841号 1956年12月号）である。その他、『信濃教育』には第988号（1969年3月号）に赤羽千鶴「二・四事件と岡村千馬太先生の書簡」という論考も含まれている。
- 50 清水利一『本立而道生』1971年 p.132
- 51 矢ヶ崎昭彦「この一文をお届けするに当って」『永明小学校昭和十年入学 如月会の友への手紙』1981年
- 52 矢ヶ崎昭彦「再び拙文をお届けするに当って」『永明小学校昭和十年入学 続 如月会の友への手紙』1982年 p.2 その他、矢ヶ崎明彦による永明小学校での講演記録である『二・四事件直後の永明教育』（1992年）も内部資料としてまとめられている。
- 53 稲垣忠彦・寺崎昌男他編『教師のライフコース 昭和史を教師として生きて』東大出版会 1988年 pp.204～205
- 54 中村一雄『信州教育とはなにか 信州近代の教育論潮 下』信州教育出版社 2011年 p.214
- 55 同上 p.225
- 56 野口清人「『草の実』の八つの『ため』」長野映研 2009年 p.6
- 57 『いま学ぶ「二・四」事件』（1998年）のなかで、長野県教職員組合執行委員長の田島隆が「実は今日の会は二・四事件を記念した最初の会ではなくて、五年前、六十周年の記念集會が行なわれました。更に十年前五十年集會もあったと聞いております」（p.4）と、詳しいことは承知していないが開催されたらしいとを発言している。50周年記念の関連でいえば、先述の『歴史への証言「2・4事件」と治安維持法』（1983年）が刊行されており、その編者が治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟長野県支部であることから、この団体の集會を指しているのかもしれない。
- 58 大日方悦夫「刊行にあたって 先達からのメッセージ」「二・四事件」60周年を記念する会『いま語る「二・四事件」—「二・四事件」60周年県民のつどい記録—』1995年 p.2
- 59 刊行物にはなっていないが、1983年以降2008年までの記念集會・学習会の経過が、『歴史に学び、長野県教育を考える「二・四事件」75周年記念の集い記録』（2008年）p.147に掲載されている。
- 60 宮入盛男「刊行にあたって」『いま学ぶ「二・四」事件—「二・四事件」65周年記念集會の記録—』1998年 p.2
- 61 坂口光邦「刊行にあたって『二・四事件』記念集會の新たな前進のために」『「二・四事件」八〇周年の意味を問う「二・四事件」80周年記念集會—記録—』2013年 p.2
- 62 この坂口発言の趣旨は、すでに70周年記念（2003年）や75周年記念（2008年）でも間接的に指摘されているが、80周年記念集會（2013年）において信濃教育会を「弾圧の隠された対象」という明確な表現が登場した。またこの認識は、教育労働運動史の立場からもすでに1980年代に柿沼肇によってなされている点も注目しておきたい。柿沼は、大正自由教育からの伝統を継承しつつ、「この伝統の上に、長野における新興教育運動が展開されたのである。しかし、この運動の教師たちに対する大弾圧は、新興教育運動ばかりでなく、この自由教育の伝統さえも奪い取ってしまったのである。信濃教育会は、中央政府および地方官庁の権力に抗しきれずに腰くだけとなり、以後『敗戦』に至るまで、きわめて反動的な役割を担わされてしまったのであった」（『新興教育運動の研究』ミネルヴァ書房

- 1981年 pp.213～214)としており、坂口の認識に明らかに通じるものがある。
- 63 「はじめに」『特高警察が見た戦前長野県の社会運動 大逆事件から二・四事件まで』1 2012年 p.1
- 64 そもそも『長野県社会運動史』(1939年)がどのように作成されたのか、またそれを基礎資料にしながら作成されたと思われる『長野県社会運動秘録』(1948年)については「社会運動秘録の周辺」信濃毎日新聞社編『信州 昭和史の空白』信濃毎日新聞社 1993年 pp.35～48に詳しい。執筆者は、戦前長野県特別高等警察課に籍を置きながら、敗戦時には諏訪署長だった大久保貞夫とされている。
- 65 有賀光良編『特高警察が見た戦前長野県の社会運動 大逆事件から二・四事件まで』3 2012年 p.274
- 66 有賀光良編『特高警察が見た戦前長野県の社会運動 大逆事件から二・四事件まで』4 2012年 p.370
- 67 このこととかかわるが、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟長野県本部編『治安維持法と長野県』(1988年)が刊行されている。第一部「治安維持法と長野県」は松本衛士によって執筆され、「第五章 二・四事件と非常時」のなかで「二・四事件」が取り扱われている。そこでは「たんなる『教員赤化事件』ではなく、社会主義運動・農民運動・労働運動・青年運動などあらゆる運動全体を壊滅させようとした事件」(p.162)と位置づけられている点が特徴的であり、また重要な指摘となっている。また第三部「治安維持法とかかかって〈証言〉」には、先の「二・四事件の思いで」が再録されている。
- 68 前掲『信州 昭和史の空白』p.246 その松本教授も、1992年3月15日、50歳で急逝したとのことであった。本文にも記したように、6名のうち藤原晃の「予審最終決定書」については、『長野県史 近代史料編 第八巻(三)社会運動・社会政策』(1984年)において復刻されている。
- 69 『裁判記録』の確認の経緯については、(注9)で記した『秘 長野県教員左翼運動事件』と同様である。
- 70 前掲『特高警察が見た戦前長野県の社会運動』4 pp.402～439から、該当者の項目を転記した。一部、氏名の誤記や省略された学歴表記あるいは不統一な表記も見受けられるが、そのままに転記した。なお、漢数字を算用数字に変更した箇所がある。
- 71 「二・四事件の周辺 一本のテープ」前掲『信州 昭和史の空白』pp.202～210
- 72 ここには直接引用はしなかったが、先行研究でも取り上げた山田国広『夜明け前の闇』(1967年)において、終章「転向裁判」で、予審裁判から下獄までの経過が詳しく述べられており、また池田鍊二『小説「二・四事件」 赤いホオズキ』(1996年)においても、小説形式をとりながら、拷問、予審裁判、法廷闘争、判決の様子が描かれている。
- 73 『長野県史 近代史料編 第八巻(三)社会運動・社会政策』(1984年) pp.937～942
- 74 「信州教育と現代」『信濃教育』第1338号 1998年5月
- 75 長野県教育史刊行会『長野県教育史 第6巻 教育課程編3』1976年 p.713
- 76 信濃教育会『守屋喜七文集』1951年 p.275 なお、引用者が適宜句点を補った。
- 77 『信濃毎日新聞』1934年4月22日
- 78 信濃毎日新聞社編集局報道部『信州の百年』信濃毎日新聞社 1967年 pp.268～269
- 79 前掲『信州 昭和史の空白』p.268
- 80 前掲『守屋喜七文集』p.41
- 81 稲垣忠彦「上條茂ノート」『信濃教育』第1152号 1982年11月号 p.17 以下の上条についての論述は、この論文に多くを負っている。
- 82 和崎光太郎「大正自由教育と『赤化思想』 一川井訓導事件とその周辺」信濃史学会『信濃 第59巻第10号』2007年10月 p.765
- 83 前掲『長野県教育史 第3巻』p.150
- 84 中村一雄「会史に寄せて」『諏訪教育会百年の歩み』1982年
- 85 柿沼肇『新興教育運動の研究』1981年 p.204 なお、柿沼はその後も「二・四事件」の研究を進め、『いま語る「二・四事件」—「二・四事件」60周年県民のつどい記録—』(1995年)において『「二・四事件」の今日的意義』を記念講演し、また論文として「新興教育運動と『二・四事件』(長野県教員赤化事件)の社会的意義」(『日本福祉大学研究紀要—現代と文化』第111号 2005年)などを発表している。
- 86 前掲『抵抗の歴史』1969年 p.43
- 87 柿沼肇『新興教育運動の研究』1981年 p.211
- 88 同上 pp.229～230
- 89 2014年9月4日 永明小学校長ら関係者よりの聴き取り 永明小学校長室にて
- 90 朝倉端午松「二・四事件直後の永明教育」『諏訪教育』第三号 1952年 p.70



- 91 前掲『永明小学校昭和十年入学 如月会の友への手紙』 p.21
- 92 清水利一「二・四事件の思い出」『信濃教育』「七十周年記念号」第841号 1956年12月 p.115
- 93 「川井訓導事件」[浜田陽太郎の解説] 浜田・石川・寺崎『近代日本教育の記録 下』日本放送出版協会 1978年 pp.117～118
- 94 前掲『永明小学校昭和十年入学 如月会の友への手紙』 p.13
- 95 前掲『信州教育とはなにか 信州近代の教育論潮 下』 p.232より再引
- 96 荻野富士夫「長野県二・四事件八〇周年の意味を問う ー思想・教育統制としての「二・四事件」ー」『「二・四事件」八〇周年の意味を問う 「二・四事件」80周年記念集会 ー記録ー』2013年 p.12 荻野は、またその著作『戦前文部省の治安機能 ー「思想統制」から「教学錬成」へー』（校倉書房 2007年）で「二・四事件」をとりあげ、文部行政の進める思想対策が高等教育から初等教育に移行する分岐点に「二・四事件」を位置づけ、「これからの文部省の教育統制・思想統制の方向」に邁進する「転禍為福の誠心努力の機縁」（伊東延吉学生部長）となったと評価している。（p.107）
- 97 前掲『長野県政史 第2巻』 p.610
- 98 須崎慎一「『二・四事件』とその時代ー大恐慌・満州事変、そして信州郷軍同志会ー」『「二・四事件」八〇周年の意味を問う 「二・四事件」80周年記念集会 ー記録ー』2013年 p.116
- 99 「国家主義運動」『長野県史 近代史料編 第八巻（三）社会運動・社会政策』（1984年） p.983
- 100 須崎慎一「信州郷軍同志会と日中戦争」『飯田市歴史研究所年報 <特集>アジア・太平洋戦争にいたる道：震ヶ岡と飯田から』第8号 2010年 p.33
- 101 「信州郷軍同志会方針書」信州郷軍同志会『極秘 長野県赤化運動ノ全貌並ニ調査票』1933年7月 所収
- 102 『立教大学教育学科年報』第59号 2016年2月 pp.59～74 なお、越川は、前田とともに、「1930年代「長野県教員赤化事件（二・四事件）」の研究 ②ー長野県会と信濃教育会の動きに焦点をあててー」というタイトルで、第60回教育史学会（横浜国立大学 2016年10月2日）において口頭発表を行っている。
- 103 小林信介『人々はなぜ満州へ渡ったのか』世界思想社 2015年 p.153
- 104 山田恵吾『近代日本教員統制の展開 ー地方学務当局と小学校教員社会の関係史ー』学術出版 2010年 pp.19～24
- 105 梶山雅史編著『近代日本教育会史研究』学術出版 2007年 p.198
- 106 たとえば、教育史学会編『教育史学の最前線』日本図書センター（2007年）では、研究領域としての「教育労働運動（史）」が設定されていない。さらに1980年代前半までの昭和戦前・戦中期の教育史研究を整理した寺崎昌男は、「政策の対極にあった教育運動に着目しなければならない」（p.4）として、「地域における教育運動」研究をこの時期の課題の一つとしてあげている。しかし、この教育運動は必ずしも教育労働運動のみを意味しているわけではない。方法史、内容史、入試制度改革の動向などをふまえ、また社会的な視点を伴った「大正末・昭和初期教育動態史の研究が求められる」（p.16）としている。（『講座 日本教育史（第四巻）現代Ⅰ／現代Ⅱ』第一法規 1984年）

#### 〔付記〕

本論文は、第60回教育史学会での口頭発表「1930年代『長野県教員赤化事件（「二・四事件」）』の研究」（横浜国立大学 2016年10月2日）」に大幅に加筆したものである。なお、本研究は、文科省科学研究費基盤研究（C）「1930年代教員赤化事件（『二・四事件』）」の研究 ー「裁判記録」を通してー」の研究成果の一部である。